

長浜小学校プール附属室屋根改修工事

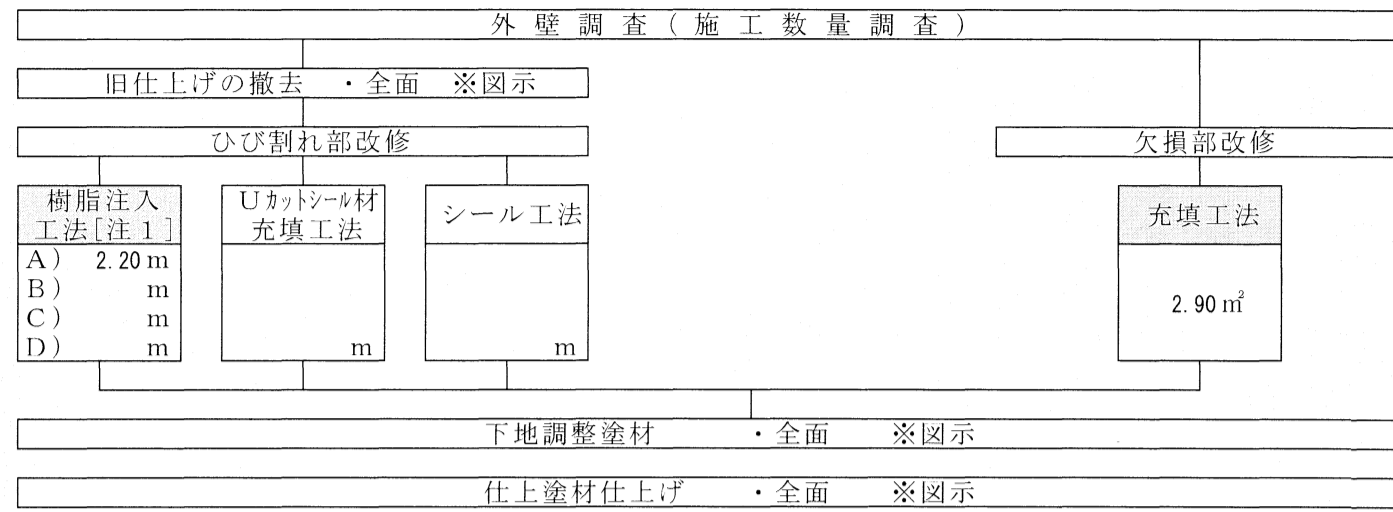
番号	図面名
A-01	改修特記仕様書 (1)
A-02	改修特記仕様書 (2)
A-03	改修特記仕様書 (3)
A-04	改修特記仕様書 (4)
A-05	付近見取図・配置図
A-06	屋根伏図・断面図
A-07	天井伏図
A-08	立面図

2024.04		項目	特記事項	項目	特記事項																																																																
<p>長浜小学校プール附属室屋根改修工事 特記仕様書</p>																																																																					
<p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 高知市長浜4.811番地</p> <p>2. 工事種目 【プール附属室】 コンクリートブロック造 平家建て 延べ面積85.97㎡</p> <p>1) 屋根改修 一式</p> <p>3. 関連工事等 <input checked="" type="checkbox"/>電気設備工事 ・ <input type="checkbox"/>機械設備工事 ・ <input type="checkbox"/>ガス設備工事 ・ <input type="checkbox"/>昇降機設備工事 ・ <input type="checkbox"/>植栽工事 ・ <input type="checkbox"/>合併処理装置設置工事 ・ <input type="checkbox"/>外構工事 <input checked="" type="checkbox"/>長浜小学校南舎防水改修工事</p> <p>4. 概成工期 ・ 完成期限の()日前 (令和 年 月 日)</p> <p>5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項) 令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。</p>																																																																					
<p>II 建築工事仕様</p> <p>1. 特記仕様</p> <p>1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。</p> <p>○印と※印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の()内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>2. 適用基準等</p> <p>図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官庁官庁審議部監修の以下による。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>建築工事標準詳細図 (令和4年版)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>敷地調査共通仕様書 (令和4年版)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)</p> <p>3. 「週休2日制モデル工事」の実施について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>対象 (・発注者指定型 <input type="checkbox"/>受注者希望型)</p> <p>本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休日日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」試行要綱(営繕工事編)による (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)</p> <p>・対象外(理由:)</p>																																																																					
項目		特記事項																																																																			
<p>一般共通事項</p> <p>① 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時) 登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。 [1.1.4]</p> <p>2 総合工程表 原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。</p> <p>3 総合図 工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 [1.2.3]</p> <p>④ 工事日誌 週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 [1.2.4]</p> <p>⑤ 工事写真 工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) 撮影方法は、「営繕工事写真撮影要綱(令和5年版)」による。 [1.2.4]</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」による。</p> <p>⑥ 下請負者の報告 各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。</p> <p>7 電気保安技術者 適用する。 [1.3.3]</p> <p>⑧ 施工条件 施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。</p> <p>・ 施工順序</p> <p>・ 図示</p> <p>工事前車両の駐車場所及び資機材の置場所</p> <p>※ 仮囲内 ○ 図示</p> <p>その他の施工条件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>資機材の搬入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで後行する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>施設を利用しながらの工事となるので、作業時間・内容・大きな騒音又は振動を伴う作業については施設管理者と協議すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>令和6年12月23日PM. 24日PM. 令和7年1月14日AM. 16日PM</p> <p>2月1日終日. 7日AM. 18日AMは現場作業不可。</p> <p>(ただし、予定は変更となる可能性があるため、事前に施設管理者に確認すること。)</p>																																																																					
⑨ 交通誘導警備員		<p>交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。</p> <p>配置人員等 ・ 令和 年 月 日から令和 年 月 日までは 名常駐する。</p> <p>・ 作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>監督職員と協議し、適宜配置する。</p>																																																																			
		<p>⑩ 工事安全計画書</p> <p>⑪ 統括安全衛生管理義務者の指名</p> <p>⑫ 発生材の処理</p> <p>配置人員の資格</p> <p>・ 1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。</p> <p>※ 交通誘導に關し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 2級交通誘導警備員(交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>7人</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、事前に監督職員に検合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。</p> <p>労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、 [1.3.12]</p> <p>事前に監督職員に処理計画書を提出する。</p> <p>産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。</p> <p>自己処分場での処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)</p> <p>産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。</p> <p>また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。</p> <p>廃棄物処理法を遵守し、工期限内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。</p> <p>また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。</p> <p>ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期限内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合、監督職員が認める場合においては、工期限内に中間処理業者への搬入を終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。</p> <p>なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。</p> <p>・ 引渡しを要するもの ()</p> <p>・ 現場再利用を要するもの ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>再資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート)</p> <p>特別管理産業廃棄物の施工計画調査</p> <p>※ 行う ・ 行わない</p> <p>分析調査</p> <p>※ 施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。</p> <p>・ 行う () ・ 行わない</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・ PCBを含む機器類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 変圧器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ コンデンサ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 蛍光灯, H I D灯具の安定器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ その他 ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PCB含有シーリング材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 廃油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 廃酸 廃アルカリ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 臭化リチウム水溶液</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 電池の溶解液</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ダイオキシン類</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、提出は以下による。</p> <p>a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recycle.jaic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。</p> <p>b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。</p> <p>c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。</p> <p>d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。</p> <p>e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。</p> <p>⑭ 工事の保険 工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。</p> <p>※ 金銭的保証方式</p> <p>・ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p> <p>⑮ 前払金支出割合区分補正</p> <p>⑯ 証明書の提出(グリーン購入法)</p> <p>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。</p> <p>木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。 [1.4.2]</p> <p>⑰ 石綿含有建材の調査</p> <p>事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる [1.5.1]</p> <p>事前調査範囲</p> <p>※ 改修範囲</p> <p>貸与資料</p> <p>※ 有 (・ 既存の設計図書 <input checked="" type="checkbox"/>分析の結果 吹付材, シート防水(含有無し))</p> <p>・ 無</p> <p>分析調査</p> <p>※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。</p> <p>・ 行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数)</p> <p>・ 分析結果</p> <p>・ 定性分析</p> <p>・ 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</p> <p>規模要件に応じて石綿事前調査結果報告システム(Gビズ)による報告を行うこと (http://www.isiwata-houkoku.mhlw.go.jp)</p> <p>調査報告者は建築物石綿含有建材調査者等とする</p>				資格	資格要件	配置人数	1, 2級交通誘導警備員(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの	人	交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	7人	・ PCBを含む機器類		・ 変圧器		・ コンデンサ		・ 蛍光灯, H I D灯具の安定器		・ その他 ()		・ PCB含有シーリング材		・ 廃油		・ 廃酸 廃アルカリ		・ 臭化リチウム水溶液		・ 電池の溶解液		・ ダイオキシン類																																		
資格	資格要件	配置人数																																																																			
1, 2級交通誘導警備員(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの	人																																																																			
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	7人																																																																			
・ PCBを含む機器類																																																																					
・ 変圧器																																																																					
・ コンデンサ																																																																					
・ 蛍光灯, H I D灯具の安定器																																																																					
・ その他 ()																																																																					
・ PCB含有シーリング材																																																																					
・ 廃油																																																																					
・ 廃酸 廃アルカリ																																																																					
・ 臭化リチウム水溶液																																																																					
・ 電池の溶解液																																																																					
・ ダイオキシン類																																																																					
		<p>⑰ 再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、提出は以下による。</p> <p>a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recycle.jaic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。</p> <p>b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。</p> <p>c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。</p> <p>d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。</p> <p>e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。</p>																																																																			
		<p>⑱ 石綿含有建材の調査</p> <p>事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる [1.5.1]</p> <p>事前調査範囲</p> <p>※ 改修範囲</p> <p>貸与資料</p> <p>※ 有 (・ 既存の設計図書 <input checked="" type="checkbox"/>分析の結果 吹付材, シート防水(含有無し))</p> <p>・ 無</p> <p>分析調査</p> <p>※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。</p> <p>・ 行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数)</p> <p>・ 分析結果</p> <p>・ 定性分析</p> <p>・ 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</p>																																																																			
		<p>⑲ 施工数量調査</p> <p>調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁、軒天、パラペット ○軒天、天井[1.6.2]</p> <p>調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診</p> <p>破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧</p> <p>外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。</p> <p>また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)</p> <p>⑳ 技能士及び技能資格者</p> <p>※ 適用する (○ : 一級, ● : 二級) [1.7.2][1.7.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>技能検定の作業の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>仮設工事</td> <td>※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄筋工事</td> <td>※ ○鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>・ コンクリート工事</td> <td>・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄骨工事</td> <td>※ ●とび作業</td> </tr> <tr> <td>・ ブロック・ALCパネル工事</td> <td>・ ○コンクリートブロック工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ (単一)エーエルシーパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>防水工事</td> <td>・ ○アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○合成ゴムシート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○塩化ビニル系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○セメント系防水工事作業 ・ ○シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 石工事</td> <td>※ ○石張り作業</td> </tr> <tr> <td>・ タイル工事</td> <td>※ ○タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>・ 木工事</td> <td>※ ○大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根及びとい工事</td> <td>・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>・ 金属工事</td> <td>・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 左官工事</td> <td>※ ○左官作業</td> </tr> <tr> <td>・ 建具工事</td> <td>・ ○ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ カーテンウォール工事</td> <td>※ ○金属製カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 塗装工事</td> <td>※ ○建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>・ 内装工事</td> <td>・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 植栽工事</td> <td>※ ○造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ その他</td> <td>・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○家具手加工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。</p> <p>21 化学物質の室内濃度の測定</p> <p>化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 [1.7.9]</p> <p>ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。</p> <p>測定方法</p> <p>※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。</p> <p>測定対象化学物質</p> <p>※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン</p> <p>※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン</p> <p>測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定)</p> <p>測定対象室 ()</p> <p>なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。</p> <p>1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。</p> <p>2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。</p> <p>3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。</p> <p>本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。</p> <p>また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。</p> <p>⑳ 直接仮設の養生</p> <p>内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。</p> <p>㉑ 建築材料等</p> <p>本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。</p> <p>ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>県内産資材の優先使用</p> <p>本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。</p> <p>注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。</p> <p>ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。</p> <p>注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。</p> <p>㉒ 特別な材料の工法</p> <p>公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</p> <p>㉓ 風圧力</p> <p>本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したのとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。</p> <p>風速(Vo): ※ 38m/sec ・ 36m/sec 地表面粗土区分: ※ III ・ II</p> <p>㉔ 仕上面の出隅処理</p> <p>内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。</p> <p>木部(家具を含む) 6mm程度</p> <p>コンクリート、モルタル部 20mm程度</p> <p>鉄部、金属部 3mm程度</p> <p>建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。</p>				工事種別	技能検定の作業の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)	・ 鉄筋工事	※ ○鉄筋組立て作業	・ コンクリート工事	・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業	・ 鉄骨工事	※ ●とび作業	・ ブロック・ALCパネル工事	・ ○コンクリートブロック工事作業		・ (単一)エーエルシーパネル工事作業	<input checked="" type="checkbox"/> 防水工事	・ ○アスファルト防水工事作業		・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業		・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業		・ ○合成ゴムシート防水工事作業		○塩化ビニル系シート防水工事作業		・ ○セメント系防水工事作業 ・ ○シーリング防水工事作業		・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業		・ ○FRP防水工事作業	・ 石工事	※ ○石張り作業	・ タイル工事	※ ○タイル張り作業	・ 木工事	※ ○大工工事作業	・ 屋根及びとい工事	・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業	・ 金属工事	・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業	・ 左官工事	※ ○左官作業	・ 建具工事	・ ○ビル用サッシ施工作業		・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業	・ カーテンウォール工事	※ ○金属製カーテンウォール工事作業	・ 塗装工事	※ ○建築塗装作業	・ 内装工事	・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業		・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業		・ ○ボード仕上げ工事作業	・ 植栽工事	※ ○造園工事作業	・ その他	・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)		又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)		・ ○家具手加工作業
工事種別	技能検定の作業の種別																																																																				
<input checked="" type="checkbox"/> 仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)																																																																				
・ 鉄筋工事	※ ○鉄筋組立て作業																																																																				
・ コンクリート工事	・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業																																																																				
・ 鉄骨工事	※ ●とび作業																																																																				
・ ブロック・ALCパネル工事	・ ○コンクリートブロック工事作業																																																																				
	・ (単一)エーエルシーパネル工事作業																																																																				
<input checked="" type="checkbox"/> 防水工事	・ ○アスファルト防水工事作業																																																																				
	・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																				
	・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																				
	・ ○合成ゴムシート防水工事作業																																																																				
	○塩化ビニル系シート防水工事作業																																																																				
	・ ○セメント系防水工事作業 ・ ○シーリング防水工事作業																																																																				
	・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業																																																																				
	・ ○FRP防水工事作業																																																																				
・ 石工事	※ ○石張り作業																																																																				
・ タイル工事	※ ○タイル張り作業																																																																				
・ 木工事	※ ○大工工事作業																																																																				
・ 屋根及びとい工事	・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業																																																																				
・ 金属工事	・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業																																																																				
・ 左官工事	※ ○左官作業																																																																				
・ 建具工事	・ ○ビル用サッシ施工作業																																																																				
	・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業																																																																				
・ カーテンウォール工事	※ ○金属製カーテンウォール工事作業																																																																				
・ 塗装工事	※ ○建築塗装作業																																																																				
・ 内装工事	・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業																																																																				
	・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業																																																																				
	・ ○ボード仕上げ工事作業																																																																				
・ 植栽工事	※ ○造園工事作業																																																																				
・ その他	・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																																																																				
	又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																																																																				
	・ ○家具手加工作業																																																																				
		<p>⑲ 施工数量調査</p> <p>調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁、軒天、パラペット ○軒天、天井[1.6.2]</p> <p>調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診</p> <p>破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧</p> <p>外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。</p> <p>また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)</p>																																																																			
		<p>⑳ 技能士及び技能資格者</p> <p>※ 適用する (○ : 一級, ● : 二級) [1.7.2][1.7.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>技能検定の作業の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>仮設工事</td> <td>※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄筋工事</td> <td>※ ○鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>・ コンクリート工事</td> <td>・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄骨工事</td> <td>※ ●とび作業</td> </tr> <tr> <td>・ ブロック・ALCパネル工事</td> <td>・ ○コンクリートブロック工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ (単一)エーエルシーパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>防水工事</td> <td>・ ○アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○合成ゴムシート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○塩化ビニル系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○セメント系防水工事作業 ・ ○シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 石工事</td> <td>※ ○石張り作業</td> </tr> <tr> <td>・ タイル工事</td> <td>※ ○タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>・ 木工事</td> <td>※ ○大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根及びとい工事</td> <td>・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>・ 金属工事</td> <td>・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 左官工事</td> <td>※ ○左官作業</td> </tr> <tr> <td>・ 建具工事</td> <td>・ ○ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ カーテンウォール工事</td> <td>※ ○金属製カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 塗装工事</td> <td>※ ○建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>・ 内装工事</td> <td>・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 植栽工事</td> <td>※ ○造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ その他</td> <td>・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○家具手加工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。</p>				工事種別	技能検定の作業の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)	・ 鉄筋工事	※ ○鉄筋組立て作業	・ コンクリート工事	・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業	・ 鉄骨工事	※ ●とび作業	・ ブロック・ALCパネル工事	・ ○コンクリートブロック工事作業		・ (単一)エーエルシーパネル工事作業	<input checked="" type="checkbox"/> 防水工事	・ ○アスファルト防水工事作業		・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業		・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業		・ ○合成ゴムシート防水工事作業		○塩化ビニル系シート防水工事作業		・ ○セメント系防水工事作業 ・ ○シーリング防水工事作業		・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業		・ ○FRP防水工事作業	・ 石工事	※ ○石張り作業	・ タイル工事	※ ○タイル張り作業	・ 木工事	※ ○大工工事作業	・ 屋根及びとい工事	・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業	・ 金属工事	・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業	・ 左官工事	※ ○左官作業	・ 建具工事	・ ○ビル用サッシ施工作業		・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業	・ カーテンウォール工事	※ ○金属製カーテンウォール工事作業	・ 塗装工事	※ ○建築塗装作業	・ 内装工事	・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業		・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業		・ ○ボード仕上げ工事作業	・ 植栽工事	※ ○造園工事作業	・ その他	・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)		又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)		・ ○家具手加工作業
工事種別	技能検定の作業の種別																																																																				
<input checked="" type="checkbox"/> 仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)																																																																				
・ 鉄筋工事	※ ○鉄筋組立て作業																																																																				
・ コンクリート工事	・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業																																																																				
・ 鉄骨工事	※ ●とび作業																																																																				
・ ブロック・ALCパネル工事	・ ○コンクリートブロック工事作業																																																																				
	・ (単一)エーエルシーパネル工事作業																																																																				
<input checked="" type="checkbox"/> 防水工事	・ ○アスファルト防水工事作業																																																																				
	・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																				
	・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																				
	・ ○合成ゴムシート防水工事作業																																																																				
	○塩化ビニル系シート防水工事作業																																																																				
	・ ○セメント系防水工事作業 ・ ○シーリング防水工事作業																																																																				
	・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業																																																																				
	・ ○FRP防水工事作業																																																																				
・ 石工事	※ ○石張り作業																																																																				
・ タイル工事	※ ○タイル張り作業																																																																				
・ 木工事	※ ○大工工事作業																																																																				
・ 屋根及びとい工事	・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業																																																																				
・ 金属工事	・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業																																																																				
・ 左官工事	※ ○左官作業																																																																				
・ 建具工事	・ ○ビル用サッシ施工作業																																																																				
	・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業																																																																				
・ カーテンウォール工事	※ ○金属製カーテンウォール工事作業																																																																				
・ 塗装工事	※ ○建築塗装作業																																																																				
・ 内装工事	・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業																																																																				
	・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業																																																																				
	・ ○ボード仕上げ工事作業																																																																				
・ 植栽工事	※ ○造園工事作業																																																																				
・ その他	・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																																																																				
	又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																																																																				
	・ ○家具手加工作業																																																																				
		<p>21 化学物質の室内濃度の測定</p> <p>化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 [1.7.9]</p> <p>ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。</p> <p>測定方法</p> <p>※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。</p> <p>測定対象化学物質</p> <p>※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン</p> <p>※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン</p> <p>測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定)</p> <p>測定対象室 ()</p> <p>なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。</p> <p>1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。</p> <p>2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。</p> <p>3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。</p> <p>本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。</p> <p>また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。</p>																																																																			
		<p>⑲ 施工数量調査</p> <p>調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁、軒天、パラペット ○軒天、天井[1.6.2]</p> <p>調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診</p> <p>破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧</p> <p>外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。</p> <p>また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)</p>																																																																			
		<p>⑳ 技能士及び技能資格者</p> <p>※ 適用する (○ : 一級, ● : 二級) [1.7.2][1.7.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>技能検定の作業の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>仮設工事</td> <td>※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄筋工事</td> <td>※ ○鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>・ コンクリート工事</td> <td>・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄骨工事</td> <td>※ ●とび作業</td> </tr> <tr> <td>・ ブロック・ALCパネル工事</td> <td>・ ○コンクリートブロック工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ (単一)エーエルシーパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>防水工事</td> <td>・ ○アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○合成ゴムシート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○塩化ビニル系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○セメント系防水工事作業 ・ ○シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 石工事</td> <td>※ ○石張り作業</td> </tr> <tr> <td>・ タイル工事</td> <td>※ ○タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>・ 木工事</td> <td>※ ○大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根及びとい工事</td> <td>・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>・ 金属工事</td> <td>・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 左官工事</td> <td>※ ○左官作業</td> </tr> <tr> <td>・ 建具工事</td> <td>・ ○ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ カーテンウォール工事</td> <td>※ ○金属製カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 塗装工事</td> <td>※ ○建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>・ 内装工事</td> <td>・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 植栽工事</td> <td>※ ○造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ その他</td> <td>・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○家具手加工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。</p>				工事種別	技能検定の作業の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)	・ 鉄筋工事	※ ○鉄筋組立て作業	・ コンクリート工事	・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業	・ 鉄骨工事	※ ●とび作業	・ ブロック・ALCパネル工事	・ ○コンクリートブロック工事作業		・ (単一)エーエルシーパネル工事作業	<input checked="" type="checkbox"/> 防水工事	・ ○アスファルト防水工事作業		・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業		・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業		・ ○合成ゴムシート防水工事作業		○塩化ビニル系シート防水工事作業		・ ○セメント系防水工事作業 ・ ○シーリング防水工事作業		・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業		・ ○FRP防水工事作業	・ 石工事	※ ○石張り作業	・ タイル工事	※ ○タイル張り作業	・ 木工事	※ ○大工工事作業	・ 屋根及びとい工事	・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業	・ 金属工事	・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業	・ 左官工事	※ ○左官作業	・ 建具工事	・ ○ビル用サッシ施工作業		・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業	・ カーテンウォール工事	※ ○金属製カーテンウォール工事作業	・ 塗装工事	※ ○建築塗装作業	・ 内装工事	・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業		・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業		・ ○ボード仕上げ工事作業	・ 植栽工事	※ ○造園工事作業	・ その他	・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)		又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)		・ ○家具手加工作業
工事種別	技能検定の作業の種別																																																																				
<input checked="" type="checkbox"/> 仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)																																																																				
・ 鉄筋工事	※ ○鉄筋組立て作業																																																																				
・ コンクリート工事	・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業																																																																				
・ 鉄骨工事	※ ●とび作業																																																																				
・ ブロック・ALCパネル工事	・ ○コンクリートブロック工事作業																																																																				
	・ (単一)エーエルシーパネル工事作業																																																																				
<input checked="" type="checkbox"/> 防水工事	・ ○アスファルト防水工事作業																																																																				
	・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																				
	・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																				
	・ ○合成ゴムシート防水工事作業																																																																				
	○塩化ビニル系シート防水工事作業																																																																				
	・ ○セメント系防水工事作業 ・ ○シーリング防水工事作業																																																																				
	・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業																																																																				
	・ ○FRP防水工事作業																																																																				
・ 石工事	※ ○石張り作業																																																																				
・ タイル工事	※ ○タイル張り作業																																																																				
・ 木工事	※ ○大工工事作業																																																																				
・ 屋根及びとい工事	・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業																																																																				
・ 金属工事	・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業																																																																				
・ 左官工事	※ ○左官作業																																																																				
・ 建具工事	・ ○ビル用サッシ施工作業																																																																				
	・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業																																																																				
・ カーテンウォール工事	※ ○金属製カーテンウォール工事作業																																																																				
・ 塗装工事	※ ○建築塗装作業																																																																				
・ 内装工事	・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業																																																																				
	・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業																																																																				
	・ ○ボード仕上げ工事作業																																																																				
・ 植栽工事	※ ○造園工事作業																																																																				
・ その他	・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																																																																				
	又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																																																																				
	・ ○家具手加工作業																																																																				
		<p>21 化学物質の室内濃度の測定</p> <p>化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 [1.7.9]</p> <p>ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。</p> <p>測定方法</p> <p>※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。</p> <p>測定対象化学物質</p> <p>※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン</p> <p>※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン</p> <p>測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定)</p> <p>測定対象室 ()</p> <p>なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。</p> <p>1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。</p> <p>2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。</p> <p>3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。</p> <p>本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。</p> <p>また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。</p>																																																																			
		<p>⑲ 施工数量調査</p> <p>調査範囲 ※ 図示 ・ 改修建物の外壁、軒天、パラペット ○軒天、天井[1.6.2]</p> <p>調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診</p> <p>破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧</p> <p>外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。</p> <p>また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)</p>																																																																			
		<p>⑳ 技能士及び技能資格者</p> <p>※ 適用する (○ : 一級, ● : 二級) [1.7.2][1.7.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>技能検定の作業の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>仮設工事</td> <td>※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄筋工事</td> <td>※ ○鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>・ コンクリート工事</td> <td>・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 鉄骨工事</td> <td>※ ●とび作業</td> </tr> <tr> <td>・ ブロック・ALCパネル工事</td> <td>・ ○コンクリートブロック工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ (単一)エーエルシーパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>防水工事</td> <td>・ ○アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○合成ゴムシート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○塩化ビニル系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○セメント系防水工事作業 ・ ○シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 石工事</td> <td>※ ○石張り作業</td> </tr> <tr> <td>・ タイル工事</td> <td>※ ○タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>・ 木工事</td> <td>※ ○大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 屋根及びとい工事</td> <td>・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>・ 金属工事</td> <td>・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 左官工事</td> <td>※ ○左官作業</td> </tr> <tr> <td>・ 建具工事</td> <td>・ ○ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ カーテンウォール工事</td> <td>※ ○金属製カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 塗装工事</td> <td>※ ○建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>・ 内装工事</td> <td>・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ 植栽工事</td> <td>※ ○造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ その他</td> <td>・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ ○家具手加工作業</td> </tr> </tbody></table>				工事種別	技能検定の作業の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)	・ 鉄筋工事	※ ○鉄筋組立て作業	・ コンクリート工事	・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業	・ 鉄骨工事	※ ●とび作業	・ ブロック・ALCパネル工事	・ ○コンクリートブロック工事作業		・ (単一)エーエルシーパネル工事作業	<input checked="" type="checkbox"/> 防水工事	・ ○アスファルト防水工事作業		・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業		・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業		・ ○合成ゴムシート防水工事作業		○塩化ビニル系シート防水工事作業		・ ○セメント系防水工事作業 ・ ○シーリング防水工事作業		・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業		・ ○FRP防水工事作業	・ 石工事	※ ○石張り作業	・ タイル工事	※ ○タイル張り作業	・ 木工事	※ ○大工工事作業	・ 屋根及びとい工事	・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業	・ 金属工事	・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業	・ 左官工事	※ ○左官作業	・ 建具工事	・ ○ビル用サッシ施工作業		・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業	・ カーテンウォール工事	※ ○金属製カーテンウォール工事作業	・ 塗装工事	※ ○建築塗装作業	・ 内装工事	・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業		・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業		・ ○ボード仕上げ工事作業	・ 植栽工事	※ ○造園工事作業	・ その他	・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)		又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)		・ ○家具手加工作業
工事種別	技能検定の作業の種別																																																																				
<input checked="" type="checkbox"/> 仮設工事	※ ●とび作業(又は足場組立作業主任者)																																																																				
・ 鉄筋工事	※ ○鉄筋組立て作業																																																																				
・ コンクリート工事	・ ○コンクリート圧送工事作業 ・ ○型枠工事作業																																																																				
・ 鉄骨工事	※ ●とび作業																																																																				
・ ブロック・ALCパネル工事	・ ○コンクリートブロック工事作業																																																																				
	・ (単一)エーエルシーパネル工事作業																																																																				
<input checked="" type="checkbox"/> 防水工事	・ ○アスファルト防水工事作業																																																																				
	・ ○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																				
	・ ○アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																				
	・ ○合成ゴムシート防水工事作業																																																																				
	○塩化ビニル系シート防水工事作業																																																																				
	・ ○セメント系防水工事作業 ・ ○シーリング防水工事作業																																																																				
	・ ○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業																																																																				
	・ ○FRP防水工事作業																																																																				
・ 石工事	※ ○石張り作業																																																																				
・ タイル工事	※ ○タイル張り作業																																																																				
・ 木工事	※ ○大工工事作業																																																																				
・ 屋根及びとい工事	・ ○かわらぶき ・ ●スレート工事作業 ・ ○内外装板金作業																																																																				
・ 金属工事	・ ○鋼製下地工事作業 ・ (単一)金属製バルコニー工事作業																																																																				
・ 左官工事	※ ○左官作業																																																																				
・ 建具工事	・ ○ビル用サッシ施工作業																																																																				
	・ ○木製建具製作 ・ ○ガラス工事作業																																																																				
・ カーテンウォール工事	※ ○金属製カーテンウォール工事作業																																																																				
・ 塗装工事	※ ○建築塗装作業																																																																				
・ 内装工事	・ ○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ○壁装作業																																																																				
	・ ●カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ○畳製作作業																																																																				
	・ ○ボード仕上げ工事作業																																																																				
・ 植栽工事	※ ○造園工事作業																																																																				
・ その他	・ ○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																																																																				
	又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)																																																																				
	・ ○家具手加工作業																																																																				

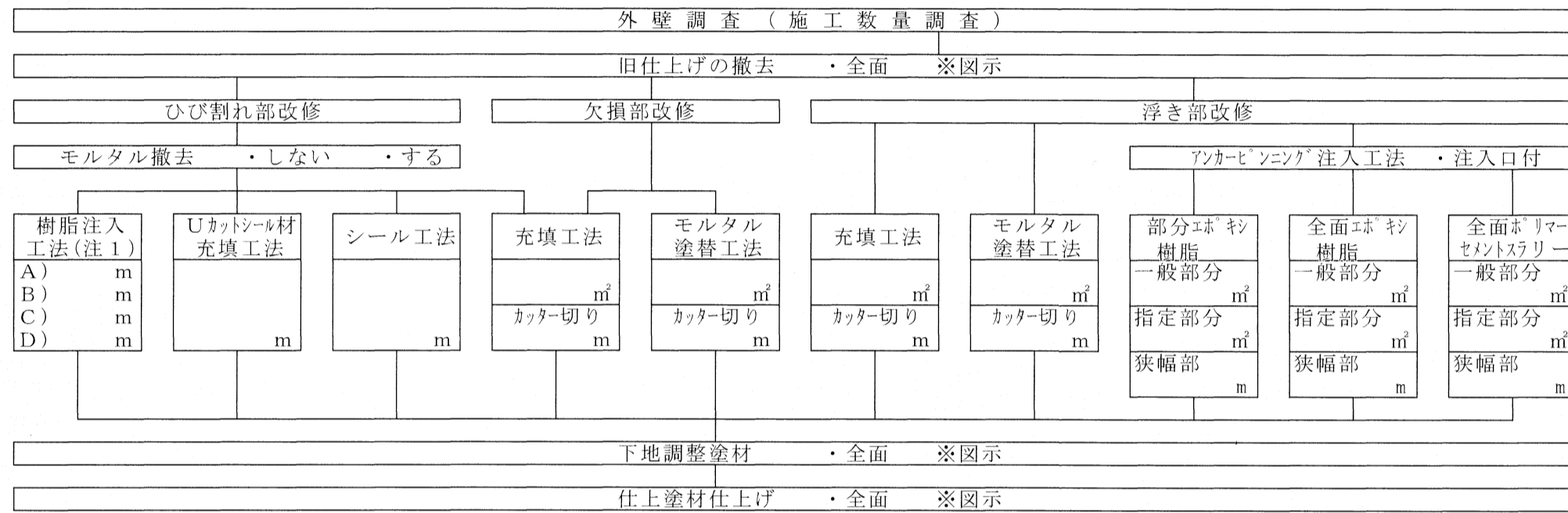
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																																																																																																							
27 事業損失補償	※現場説明書による。	5 監督職員の備品等	備品等の設置 [2.4.1] <table border="1"> <tr> <th>備品の種類</th> <th>機・椅子</th> <th>書棚</th> <th>黒板</th> <th>PC</th> <th>掛時計</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>枚</td> <td>台</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>備品の種類</th> <th>温度計</th> <th>ゴム長靴</th> <th>雨がっぱ</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>備品の種類</th> <th>衣類ロッカー</th> <th>冷暖房機器</th> <th>消火器</th> <th>湯沸器</th> <th>加入電話付機器</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>人用</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>備品の種類</th> <th>掃除具</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	備品の種類	機・椅子	書棚	黒板	PC	掛時計	数量	組	台	枚	台	個	備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯	数量	個	足	着	個	個	備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付機器	数量	人用	台	個	台	台	備品の種類	掃除具					数量	個					4 改質アスファルトシート防水	絶縁工法のルーフィングの材料 [3.3.2] ・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ ※表3.3.3及び表3.3.4による ・砂付あなあきルーフィング 押え金物の材質及び形状 ※図示 ・アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2] 屋内防水 [3.3.3][表3.3.10] 防水層の種類 <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>保護層</th> </tr> <tr> <td>・P1E</td> <td>・E-2</td> <td></td> <td>・設ける</td> </tr> <tr> <td>・P2E</td> <td>※E-2</td> <td></td> <td>・設けない</td> </tr> </table> E-1の場合で工程3を行う場合 ※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部分 押え金物の材質及び形状 ※アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.3.2] 平場の保護コンクリート [3.3.5] こて仕上げの場合 ※80mm以上 床タイル張り等仕上げの場合 ※60mm以上 コンクリートの仕上りの平たんさ [3.3.5] [表8.1.5] ※ a 種 ・ b 種 ・ c 種 防水層の種類 [3.4.2][表3.4.1～表3.4.3] <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">断熱材</th> <th colspan="2">仕上塗料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>使用量</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">・M4AS</td> <td rowspan="3">・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td>・高日射</td> <td>※製造所の指定による</td> <td rowspan="3">改修用ドレン ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>・高日射</td> <td>※製造所の指定による</td> </tr> <tr> <td>・高日射</td> <td>※製造所の指定による</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・M3AS ・POAS</td> <td rowspan="3">・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td>・高日射</td> <td>※製造所の指定による</td> <td rowspan="3">改修用ドレン ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>・高日射</td> <td>※製造所の指定による</td> </tr> <tr> <td>・高日射</td> <td>※製造所の指定による</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・M3ASI ・M4ASI ・POASI</td> <td rowspan="3">・ASI-T1 ・ASI-J1</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">JISA 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 種類: ※硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号 厚さ: mm ・図示</td> <td>・高日射</td> <td>※製造所の指定による</td> <td rowspan="3">改修用ドレン ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>・高日射</td> <td>※製造所の指定による</td> </tr> <tr> <td>・高日射</td> <td>※製造所の指定による</td> </tr> </table> 露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・行う ・行わない [3.2.6] 改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2] ※表3.4.1から表3.4.3による 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ [3.4.2] ※表3.4.1から表3.4.3による 押え金物の材質及び形状 ※図示 ・アルミニウム製、L-30×15×2.0(mm)程度 [3.4.2] 脱気装置の種類及び設置数量 ※製造所の指定とする [3.4.3] 5 合成高分子系ルーフィングシート防水 [3.5.2][表3.5.1～表3.5.2] <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">厚さ(mm)</th> <th colspan="2">仕上塗料</th> <th rowspan="2">高日射反射率塗料の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>使用量</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">・POS ⑤S4S</td> <td rowspan="3">・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ⑤S-M2 図示</td> <td rowspan="3"></td> <td>※1.2</td> <td>※製造所の仕様による</td> <td rowspan="3">改修用ドレン ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>※2.0 ・1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※1.5</td> <td>※製造所の仕様による</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・S3S</td> <td rowspan="3">・S-F1 ・S-F2</td> <td rowspan="3"></td> <td>※1.2</td> <td>※製造所の仕様による</td> <td rowspan="3">改修用ドレン ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>※2.0 ・1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※1.5</td> <td>※製造所の仕様による</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・M4S</td> <td rowspan="3">・S-M1 ・S-M2</td> <td rowspan="3"></td> <td>※1.5</td> <td>※製造所の仕様による</td> <td rowspan="3">改修用ドレン ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>※1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※1.5</td> <td>※製造所の仕様による</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・P0SI ・S3SI ・S4SI ・M4SI</td> <td rowspan="3">・SI-F1 ・SI-F2 ・SI-M1 ・SI-M2</td> <td rowspan="3"></td> <td>※1.2</td> <td>※製造所の仕様による</td> <td rowspan="3">改修用ドレン ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>※2.0 ・1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※1.5</td> <td>※製造所の仕様による</td> </tr> <tr> <td>・P1S</td> <td>・S-C1</td> <td></td> <td>※1.0</td> <td></td> <td>立上り保護 モルタルの塗厚 ・図示 ・7mm</td> </tr> </table> 断熱工法に用いる断熱材 (SI-F1, SI-F2, SI-M1, SI-M2の場合) [3.5.2] <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>材料</th> <th>厚さ</th> </tr> <tr> <td>機械的固定工法</td> <td>JISA 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材 種類: ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>接着工法</td> <td>JISA 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 種類: ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号</td> <td>・図示</td> </tr> </table> S-M2及びSI-M2の立上り面の工法及びシートの厚さ 工法: ※図示 ・接着工法(厚さ mm) ⑤機械的固定工法(厚さ 1.5mm) [表3.1.1] 立上り部等の防水層撤去 ・行う ・行わない 立上り部等の保護層撤去 ・行う ・行わない P O S工法及びP O S I工法(機械的固定工法)の立上り部等の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした場合の既存防水層の処理 ※3.2.6(4)(ウ)(g)による [表3.5.2] 固定金具の材質及び形状 [3.5.2] 材質 ※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板またはそれらの鋼板の片面及び両面に樹脂を積層加工したもの 厚さ(mm) ※0.4以上 S-M1及びS-M2の絶縁シート及び可塑性移行防止用シートの材質 [3.5.2] ※発泡ポリエチレンシート 脱気装置の種類及び設置数量 ※製造所の仕様による [3.5.3] SI-M1及びSI-M2の防湿用フィルムの設置 ※設けない ・設ける [表3.5.2] プレキャストコンクリート下地の目地処理(接着工法の場合) [3.5.4] ・行う(・図示) ・行わない S-F1及びSI-F1のプレキャストコンクリート下地の入隅部増張り [3.5.4] ・行う(・図示) ・行わない 一般部のルーフィングシートの張付けで機械的固定工法の場合 建築基準法に基づく風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法	工法	種別	施工箇所	保護層	・P1E	・E-2		・設ける	・P2E	※E-2		・設けない	工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		備考	種類	使用量	・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・高日射	※製造所の指定による	改修用ドレン ・設ける ・設けない	・高日射	※製造所の指定による	・高日射	※製造所の指定による	・M3AS ・POAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・高日射	※製造所の指定による	改修用ドレン ・設ける ・設けない	・高日射	※製造所の指定による	・高日射	※製造所の指定による	・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		JISA 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 種類: ※硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号 厚さ: mm ・図示	・高日射	※製造所の指定による	改修用ドレン ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない	・高日射	※製造所の指定による	・高日射	※製造所の指定による	工法	種別	施工箇所	厚さ(mm)	仕上塗料		高日射反射率塗料の適用	備考	種類	使用量	・POS ⑤S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ⑤S-M2 図示		※1.2	※製造所の仕様による	改修用ドレン ・設ける ・設けない	※2.0 ・1.5		※1.5	※製造所の仕様による	・S3S	・S-F1 ・S-F2		※1.2	※製造所の仕様による	改修用ドレン ・設ける ・設けない	※2.0 ・1.5		※1.5	※製造所の仕様による	・M4S	・S-M1 ・S-M2		※1.5	※製造所の仕様による	改修用ドレン ・設ける ・設けない	※1.5		※1.5	※製造所の仕様による	・P0SI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2 ・SI-M1 ・SI-M2		※1.2	※製造所の仕様による	改修用ドレン ・設ける ・設けない	※2.0 ・1.5		※1.5	※製造所の仕様による	・P1S	・S-C1		※1.0		立上り保護 モルタルの塗厚 ・図示 ・7mm	工法	材料	厚さ	機械的固定工法	JISA 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材 種類: ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号	・図示	接着工法	JISA 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 種類: ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号	・図示
備品の種類	機・椅子	書棚	黒板	PC	掛時計																																																																																																																																																																							
数量	組	台	枚	台	個																																																																																																																																																																							
備品の種類	温度計	ゴム長靴	雨がっぱ	保護帽	懐中電灯																																																																																																																																																																							
数量	個	足	着	個	個																																																																																																																																																																							
備品の種類	衣類ロッカー	冷暖房機器	消火器	湯沸器	加入電話付機器																																																																																																																																																																							
数量	人用	台	個	台	台																																																																																																																																																																							
備品の種類	掃除具																																																																																																																																																																											
数量	個																																																																																																																																																																											
工法	種別	施工箇所	保護層																																																																																																																																																																									
・P1E	・E-2		・設ける																																																																																																																																																																									
・P2E	※E-2		・設けない																																																																																																																																																																									
工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		備考																																																																																																																																																																						
				種類	使用量																																																																																																																																																																							
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・高日射	※製造所の指定による	改修用ドレン ・設ける ・設けない																																																																																																																																																																						
				・高日射	※製造所の指定による																																																																																																																																																																							
				・高日射	※製造所の指定による																																																																																																																																																																							
・M3AS ・POAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・高日射	※製造所の指定による	改修用ドレン ・設ける ・設けない																																																																																																																																																																						
				・高日射	※製造所の指定による																																																																																																																																																																							
				・高日射	※製造所の指定による																																																																																																																																																																							
・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		JISA 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 種類: ※硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号 厚さ: mm ・図示	・高日射	※製造所の指定による	改修用ドレン ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない																																																																																																																																																																						
				・高日射	※製造所の指定による																																																																																																																																																																							
				・高日射	※製造所の指定による																																																																																																																																																																							
工法	種別	施工箇所	厚さ(mm)	仕上塗料		高日射反射率塗料の適用	備考																																																																																																																																																																					
				種類	使用量																																																																																																																																																																							
・POS ⑤S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ⑤S-M2 図示		※1.2	※製造所の仕様による	改修用ドレン ・設ける ・設けない																																																																																																																																																																							
			※2.0 ・1.5																																																																																																																																																																									
			※1.5	※製造所の仕様による																																																																																																																																																																								
・S3S	・S-F1 ・S-F2		※1.2	※製造所の仕様による	改修用ドレン ・設ける ・設けない																																																																																																																																																																							
			※2.0 ・1.5																																																																																																																																																																									
			※1.5	※製造所の仕様による																																																																																																																																																																								
・M4S	・S-M1 ・S-M2		※1.5	※製造所の仕様による	改修用ドレン ・設ける ・設けない																																																																																																																																																																							
			※1.5																																																																																																																																																																									
			※1.5	※製造所の仕様による																																																																																																																																																																								
・P0SI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2 ・SI-M1 ・SI-M2		※1.2	※製造所の仕様による	改修用ドレン ・設ける ・設けない																																																																																																																																																																							
			※2.0 ・1.5																																																																																																																																																																									
			※1.5	※製造所の仕様による																																																																																																																																																																								
・P1S	・S-C1		※1.0		立上り保護 モルタルの塗厚 ・図示 ・7mm																																																																																																																																																																							
工法	材料	厚さ																																																																																																																																																																										
機械的固定工法	JISA 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材 種類: ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号	・図示																																																																																																																																																																										
接着工法	JISA 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 種類: ※硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号	・図示																																																																																																																																																																										
28 完成時の提出図書	・完成図(作成範囲 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・仕上表) [1.9.1][1.9.2] ・完成図(CADデータの提出 ※する(CD-R等) ・しない) [1.9.3] ・保全に関する資料(提出部数 ※2部 ・部) [1.9.3] 上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。 また、工種別下請負者の一覧表を提出する。 ① 施工図、施工計画書 [1.9.2] 提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。	6 工事用水・電力	構内既存の施設(用水) ①利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) ②利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電線などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。 ※図示 ※ 原形の復旧 ・良土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲(図示) 厚さ() [2.5.1]	5 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。																																																																																																																																																																							
29 完成写真	下表のものを監督職員に提出する。 <table border="1"> <tr> <th>位置</th> <th>分類・規格</th> <th>撮影枚数</th> <th>部数</th> <th>原版の大きさ(mm)</th> </tr> <tr> <td>・各室</td> <td>手札版(L版)</td> <td>※2枚・枚</td> <td>※1部・部</td> <td>・100×125以上</td> </tr> <tr> <td>・外部</td> <td>キャビネ版</td> <td>※4枚・枚</td> <td>※1部・部</td> <td>・24×36以上</td> </tr> <tr> <td>・外部</td> <td>半切パネル(・木製枠※アルミ枠)</td> <td>※1枚・枚</td> <td>※1部・部</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>スライド</td> <td></td> <td>※1部・部</td> <td></td> </tr> </table> カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。 撮影箇所は監督職員と協議する。 上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等に提出する。 画像形式等 フォーマット: JPEG 画質: 標準 画像サイズ: 1024×768ピクセル程度	位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原版の大きさ(mm)	・各室	手札版(L版)	※2枚・枚	※1部・部	・100×125以上	・外部	キャビネ版	※4枚・枚	※1部・部	・24×36以上	・外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※1枚・枚	※1部・部			スライド		※1部・部		7 仮囲い	7 仮囲い	30 別途設備工事との取合い	施工範囲 ・貫通孔、開口部の補強 ※下表 ・図示 ・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表 ・図示 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ <table border="1"> <tr> <th>補強種別</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">貫通孔、開口部の補強</td> <td>梁</td> </tr> <tr> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>スラブ</td> </tr> <tr> <td>壁切込み及び補強</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井切込み及び補強</td> <td></td> </tr> </table>	補強種別	内容	貫通孔、開口部の補強	梁	壁	スラブ	壁切込み及び補強		天井切込み及び補強																																																																																																																																					
位置	分類・規格	撮影枚数	部数	原版の大きさ(mm)																																																																																																																																																																								
・各室	手札版(L版)	※2枚・枚	※1部・部	・100×125以上																																																																																																																																																																								
・外部	キャビネ版	※4枚・枚	※1部・部	・24×36以上																																																																																																																																																																								
・外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※1枚・枚	※1部・部																																																																																																																																																																									
	スライド		※1部・部																																																																																																																																																																									
補強種別	内容																																																																																																																																																																											
貫通孔、開口部の補強	梁																																																																																																																																																																											
	壁																																																																																																																																																																											
	スラブ																																																																																																																																																																											
壁切込み及び補強																																																																																																																																																																												
天井切込み及び補強																																																																																																																																																																												
30 別途設備工事との取合い	施工範囲 ・貫通孔、開口部の補強 ※下表 ・図示 ・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表 ・図示 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ <table border="1"> <tr> <th>補強種別</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">貫通孔、開口部の補強</td> <td>梁</td> </tr> <tr> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>スラブ</td> </tr> <tr> <td>壁切込み及び補強</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井切込み及び補強</td> <td></td> </tr> </table>	補強種別	内容	貫通孔、開口部の補強	梁	壁	スラブ	壁切込み及び補強		天井切込み及び補強		8 仮設物撤去後の整地・跡片付け	8 仮設物撤去後の整地・跡片付け	31 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。																																																																																																																																																													
補強種別	内容																																																																																																																																																																											
貫通孔、開口部の補強	梁																																																																																																																																																																											
	壁																																																																																																																																																																											
	スラブ																																																																																																																																																																											
壁切込み及び補強																																																																																																																																																																												
天井切込み及び補強																																																																																																																																																																												
31 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。	9 仮設工事(改修)	9 仮設工事(改修)	32 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出しなければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。																																																																																																																																																																							
32 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。	10 養生	10 養生 内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート ・メッシュシート ①防音シート ・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ②B種 ・C種 ・D種 ③E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) () D種の場合 利用可能な階段(※図示) () ④ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ⑤ 外部足場の高さ1.8m以下の範囲は金網養生とし、関係者以外が侵入できないように施錠すること。 ⑥ 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ・既存ブランド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	11 養生	11 養生 内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート ・メッシュシート ①防音シート ・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ②B種 ・C種 ・D種 ③E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) () D種の場合 利用可能な階段(※図示) () ④ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ⑤ 外部足場の高さ1.8m以下の範囲は金網養生とし、関係者以外が侵入できないように施錠すること。 ⑥ 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ・既存ブランド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。																																																																																																																																																																							
33 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。	12 仮設間仕切り(屋内)	12 仮設間仕切り(屋内) 設置箇所 ※図示 [2.3.2][表2.3.1] 間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※C種 A種、B種の場合 仕上げの材種 ※せっこうボード 厚さ9.5mm ・合板(普通合板) 厚さ9.0mm 塗装仕上げ等 ・行う ※行わない 仮設扉設置箇所 ※図示 仮設扉種別 ・合板張り木製扉程度 ・図示	33 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。																																																																																																																																																																							
34 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。	13 監督職員事務所	13 監督職員事務所 ・設ける (m程度) ※設けない	34 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。																																																																																																																																																																							
35 仮設工事(改修)	35 仮設工事(改修)	14 養生	14 養生 内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート ・メッシュシート ①防音シート ・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ②B種 ・C種 ・D種 ③E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) () D種の場合 利用可能な階段(※図示) () ④ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ⑤ 外部足場の高さ1.8m以下の範囲は金網養生とし、関係者以外が侵入できないように施錠すること。 ⑥ 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ・既存ブランド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	35 仮設工事(改修)	35 仮設工事(改修)																																																																																																																																																																							
36 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。	15 養生	15 養生 内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート ・メッシュシート ①防音シート ・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ②B種 ・C種 ・D種 ③E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) () D種の場合 利用可能な階段(※図示) () ④ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ⑤ 外部足場の高さ1.8m以下の範囲は金網養生とし、関係者以外が侵入できないように施錠すること。 ⑥ 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ・既存ブランド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	36 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。																																																																																																																																																																							
37 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。	16 養生	16 養生 内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート ・メッシュシート ①防音シート ・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ②B種 ・C種 ・D種 ③E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) () D種の場合 利用可能な階段(※図示) () ④ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ⑤ 外部足場の高さ1.8m以下の範囲は金網養生とし、関係者以外が侵入できないように施錠すること。 ⑥ 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ・既存ブランド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	37 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。																																																																																																																																																																							
38 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。	17 養生	17 養生 内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート ・メッシュシート ①防音シート ・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ②B種 ・C種 ・D種 ③E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) () D種の場合 利用可能な階段(※図示) () ④ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ⑤ 外部足場の高さ1.8m以下の範囲は金網養生とし、関係者以外が侵入できないように施錠すること。 ⑥ 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ・既存ブランド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	38 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。																																																																																																																																																																							
39 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。	18 養生	18 養生 内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート ・メッシュシート ①防音シート ・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ②B種 ・C種 ・D種 ③E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) () D種の場合 利用可能な階段(※図示) () ④ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ⑤ 外部足場の高さ1.8m以下の範囲は金網養生とし、関係者以外が侵入できないように施錠すること。 ⑥ 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ・既存ブランド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	39 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。																																																																																																																																																																							
40 仮設工事(改修)	40 仮設工事(改修)	19 養生	19 養生 内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート ・メッシュシート ①防音シート ・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ②B種 ・C種 ・D種 ③E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) () D種の場合 利用可能な階段(※図示) () ④ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ⑤ 外部足場の高さ1.8m以下の範囲は金網養生とし、関係者以外が侵入できないように施錠すること。 ⑥ 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ・既存ブランド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	40 仮設工事(改修)	40 仮設工事(改修)																																																																																																																																																																							
41 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。	20 養生	20 養生 内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート ・メッシュシート ①防音シート ・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ②B種 ・C種 ・D種 ③E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) () D種の場合 利用可能な階段(※図示) () ④ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ⑤ 外部足場の高さ1.8m以下の範囲は金網養生とし、関係者以外が侵入できないように施錠すること。 ⑥ 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ・既存ブランド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	41 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。																																																																																																																																																																							
42 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。	21 養生	21 養生 内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート ・メッシュシート ①防音シート ・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ②B種 ・C種 ・D種 ③E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) () D種の場合 利用可能な階段(※図示) () ④ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ⑤ 外部足場の高さ1.8m以下の範囲は金網養生とし、関係者以外が侵入できないように施錠すること。 ⑥ 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ・既存ブランド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	42 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。																																																																																																																																																																							
43 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。	22 養生	22 養生 内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート ・メッシュシート ①防音シート ・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ②B種 ・C種 ・D種 ③E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) () D種の場合 利用可能な階段(※図示) () ④ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 ⑤ 外部足場の高さ1.8m以下の範囲は金網養生とし、関係者以外が侵入できないように施錠すること。 ⑥ 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ・既存ブランド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ・開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	43 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。																																																																																																																																																																							
44 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。	23 養生	23 養生 内部足場 ※きやつ、足場板																																																																																																																																																																									

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																																																			
6 塗膜防水	<p>防水層の種類 [3.6.3][表3.6.1～表3.6.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">仕上塗料</th> <th rowspan="2">高日射反射率塗料の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・POX</td> <td>・X-1</td> <td></td> <td>※2成分形777#</td> <td>※製造所の仕様による</td> <td></td> <td>改修用Tレイン</td> </tr> <tr> <td>・L4X</td> <td>・X-2</td> <td></td> <td>ルタン樹脂系</td> <td></td> <td></td> <td>・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>・P1Y</td> <td>※Y-2</td> <td></td> <td>777#シリコン樹脂系</td> <td></td> <td></td> <td>保護層</td> </tr> <tr> <td>・P2Y</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・設ける ・設けない</td> </tr> </tbody> </table> <p>絶縁工法における脱気装置の種類及び設置数量 ※主材料の製造所の仕様による [3.6.3]</p> <p>ウレタン防水材 ※化学物質MOCAを含有しないもの</p>	工法	種別	施工箇所	仕上塗料		高日射反射率塗料の適用	備考	種類	使用量	・POX	・X-1		※2成分形777#	※製造所の仕様による		改修用Tレイン	・L4X	・X-2		ルタン樹脂系			・設ける ・設けない	・P1Y	※Y-2		777#シリコン樹脂系			保護層	・P2Y						・設ける ・設けない	<p>エポキシ樹脂モルタル [4.2.4]</p> <p>JIS A 6024による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>だれ</th> <th>接着強さ(MPa)</th> <th>圧縮強さ(MPa)</th> <th>曲げ強さ(MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形状に異常がなく、 だれが生じないこと</td> <td>1.0以上</td> <td>20.0以上</td> <td>10.0以上 (3日後の値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がり良好であること。 2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 3) 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 4) 常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月間保存していても、品質・性能が上記の各項目の規定に適合していること。</p> <p>ポリマーセメントモルタル [4.2.4]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">下がり量</th> <th rowspan="2">表面状態</th> <th rowspan="2">曲げ強さ(N/mm2)</th> <th rowspan="2">圧縮強さ(N/mm2)</th> <th colspan="3">接着強さ(N/mm2)</th> </tr> <tr> <th>標準条件</th> <th>特殊条件</th> <th>特殊条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5mm以内</td> <td rowspan="2">ひびわれの発生がないこと</td> <td rowspan="2">6.0以上</td> <td rowspan="2">20.0以上</td> <td>1.0以上</td> <td>0.8以上</td> <td>0.5以上</td> </tr> <tr> <td>1.0以上</td> <td>0.8以上</td> <td>0.5以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 透水性 裏面のぬれ、水滴の付着がないこと。 2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 3) ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。</p> <p>ポリマーセメントスラリー [4.3.5]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拡がり速さ(cm/s)</th> <th>長さ変化率(収縮)(%)</th> <th>引張接着性(材齢28日)(N/mm2)</th> <th>曲げ強度(材齢28日)(%)</th> <th>吸水率(72時間)(%)</th> <th>劣化曲げ強さ(N/mm2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3以上</td> <td>3以下</td> <td>0.49以上</td> <td>4.9以上</td> <td>15以下</td> <td>4.9以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 保水係数 0.35～0.55 2) 粘着係数 0.50～1.00 3) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 4) ポリマーセメントスラリー用の材料は、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。</p> <p>既調合モルタル [4.3.10]</p> <p>モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和材等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保水率(%)</th> <th rowspan="2">単位容積質量(kg/L)</th> <th colspan="2">接着強さ</th> <th rowspan="2">長さ変化率(%)</th> <th rowspan="2">曲げ強さ(N/mm2)</th> </tr> <tr> <th>標準養生</th> <th>温冷機返し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70.0以上</td> <td>1.8以上</td> <td>0.6N/mm2以上</td> <td>0.4N/mm2以上</td> <td>0.2以下</td> <td>4.0以上</td> </tr> </tbody> </table>	だれ	接着強さ(MPa)	圧縮強さ(MPa)	曲げ強さ(MPa)	形状に異常がなく、 だれが生じないこと	1.0以上	20.0以上	10.0以上 (3日後の値)	下がり量	表面状態	曲げ強さ(N/mm2)	圧縮強さ(N/mm2)	接着強さ(N/mm2)			標準条件	特殊条件	特殊条件	5mm以内	ひびわれの発生がないこと	6.0以上	20.0以上	1.0以上	0.8以上	0.5以上	1.0以上	0.8以上	0.5以上	拡がり速さ(cm/s)	長さ変化率(収縮)(%)	引張接着性(材齢28日)(N/mm2)	曲げ強度(材齢28日)(%)	吸水率(72時間)(%)	劣化曲げ強さ(N/mm2)	3以上	3以下	0.49以上	4.9以上	15以下	4.9以上	保水率(%)	単位容積質量(kg/L)	接着強さ		長さ変化率(%)	曲げ強さ(N/mm2)	標準養生	温冷機返し後	70.0以上	1.8以上	0.6N/mm2以上	0.4N/mm2以上	0.2以下	4.0以上	<p>測定時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定名称</th> <th>測定点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td rowspan="2">・処理作業室内 ・施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>測定1</td> <td>※2点</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>※2点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理作業中</td> <td rowspan="3">・処理作業室内 ※セキュリティゾーン入口 ※集じん、排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)</td> <td>測定3</td> <td>※2点</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>※1点</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>※1点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後 (隔離シート撤去前)</td> <td rowspan="2">※施工区画周辺又は敷地境界 ・施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>測定6</td> <td>※4方向 各1点</td> </tr> <tr> <td>測定7</td> <td>※2点以上</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>※4方向 各1点</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定方法 ・JIS K3850-1に基づいた測定(測定4・測定5・測定6・測定7・測定8) ・自動測定器による測定(測定4・測定5)</p>	測定時期	測定場所	測定名称	測定点	処理作業前	・処理作業室内 ・施工区画周辺又は敷地境界	測定1	※2点	測定2	※2点	処理作業中	・処理作業室内 ※セキュリティゾーン入口 ※集じん、排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	測定3	※2点	測定4	※1点	測定5	※1点	処理作業後 (隔離シート撤去前)	※施工区画周辺又は敷地境界 ・施工区画周辺又は敷地境界	測定6	※4方向 各1点	測定7	※2点以上	測定8	※4方向 各1点
工法	種別				施工箇所	仕上塗料			高日射反射率塗料の適用	備考																																																																																																														
		種類	使用量																																																																																																																					
・POX	・X-1		※2成分形777#	※製造所の仕様による		改修用Tレイン																																																																																																																		
・L4X	・X-2		ルタン樹脂系			・設ける ・設けない																																																																																																																		
・P1Y	※Y-2		777#シリコン樹脂系			保護層																																																																																																																		
・P2Y						・設ける ・設けない																																																																																																																		
だれ	接着強さ(MPa)	圧縮強さ(MPa)	曲げ強さ(MPa)																																																																																																																					
形状に異常がなく、 だれが生じないこと	1.0以上	20.0以上	10.0以上 (3日後の値)																																																																																																																					
下がり量	表面状態	曲げ強さ(N/mm2)	圧縮強さ(N/mm2)	接着強さ(N/mm2)																																																																																																																				
				標準条件	特殊条件	特殊条件																																																																																																																		
5mm以内	ひびわれの発生がないこと	6.0以上	20.0以上	1.0以上	0.8以上	0.5以上																																																																																																																		
				1.0以上	0.8以上	0.5以上																																																																																																																		
拡がり速さ(cm/s)	長さ変化率(収縮)(%)	引張接着性(材齢28日)(N/mm2)	曲げ強度(材齢28日)(%)	吸水率(72時間)(%)	劣化曲げ強さ(N/mm2)																																																																																																																			
3以上	3以下	0.49以上	4.9以上	15以下	4.9以上																																																																																																																			
保水率(%)	単位容積質量(kg/L)	接着強さ		長さ変化率(%)	曲げ強さ(N/mm2)																																																																																																																			
		標準養生	温冷機返し後																																																																																																																					
70.0以上	1.8以上	0.6N/mm2以上	0.4N/mm2以上	0.2以下	4.0以上																																																																																																																			
測定時期	測定場所	測定名称	測定点																																																																																																																					
処理作業前	・処理作業室内 ・施工区画周辺又は敷地境界	測定1	※2点																																																																																																																					
		測定2	※2点																																																																																																																					
処理作業中	・処理作業室内 ※セキュリティゾーン入口 ※集じん、排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	測定3	※2点																																																																																																																					
		測定4	※1点																																																																																																																					
		測定5	※1点																																																																																																																					
処理作業後 (隔離シート撤去前)	※施工区画周辺又は敷地境界 ・施工区画周辺又は敷地境界	測定6	※4方向 各1点																																																																																																																					
		測定7	※2点以上																																																																																																																					
測定8	※4方向 各1点																																																																																																																							
7 FRP防水	<p>ガラスマット ・1層タイプ ・2層タイプ 表面の仕上げ ・平滑 ・粗面 押え金物の材質 ※アルミニウム 押え金物の寸法 ※図示</p>	<p>外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ</p> <p>① ひび割れ部改修工法</p>	<p>解体工事</p> <p>① 解体範囲</p> <p>② 杭の撤去</p> <p>③ 樹木等の処理</p> <p>④ 地下埋設物・埋設配管</p> <p>⑤ 解体後の整地</p> <p>⑥ 騒音測定等</p> <p>⑦ その他</p>	<p>※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎杭コンクリートまでとする。)</p> <p>・その他()</p> <p>撤去範囲 ※図示 撤去方法 ・引き抜き工法 ・破砕 杭の撤去後は、地盤の安定性の維持及び安全確保のため山砂等により充填すること。</p> <p>撤去範囲 ※図示 処理方法 ・伐採抜根 ・移植(移植場所:)</p> <p>撤去範囲 ※図示 ・敷地境界まで</p> <p>※解体撤去後は、次により整地すること。 埋戻し土(・A種 ・B種 ・C種)</p> <p>解体作業中はデジタル式の(騒音計 ・振動計)を設置し、これらを記録すること。また記録した報告書として提出する。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告する。 測定点 ※敷地境界()か所: 詳細な位置は監督職員と協議による ・図示 ・その他()</p> <p>○電灯等は、別途設備工事で撤去する。 ・工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。</p>																																																																																																																				
8 シーリング	<p>シーリング改修工法の種類 [3.1.4][3.7.4～3.7.7][表3.1.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 ・ボンドプレーカー張り ・エッジング材張り <p>適用する [3.7.7]</p> <p>シーリング材の種類、施工箇所 [3.1.4][3.7.2][表3.7.1]</p> <p>※下表による(下表以外は表3.7.1による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類(記号)</th> <th>主成分による区分</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・SR-1</td> <td>シリコーン系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・SR-2</td> <td>変成シリコーン系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・MS-2</td> <td>ポリサルファイド系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PS-2</td> <td>ポリウレタン系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PU-2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>仕上げを行わない箇所 () [表3.7.1]</p> <p>シーリング材の目地寸法 [3.7.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>打継ぎ/ひび割れ誘発目地</th> <th>ガラス回りの目地</th> <th>左記以外の目地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅(mm)</td> <td>※20以上</td> <td>※幅及び深さ5以上[5.13]</td> <td>※10以上</td> </tr> <tr> <td>深さ(mm)</td> <td>※10以上</td> <td>.3]による場合を除く)</td> <td>※10以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>接着性試験 [3.7.8]</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 	種類(記号)	主成分による区分	施工箇所	・SR-1	シリコーン系		・SR-2	変成シリコーン系		・MS-2	ポリサルファイド系		・PS-2	ポリウレタン系		・PU-2			箇所	打継ぎ/ひび割れ誘発目地	ガラス回りの目地	左記以外の目地	幅(mm)	※20以上	※幅及び深さ5以上[5.13]	※10以上	深さ(mm)	※10以上	.3]による場合を除く)	※10以上	<p>① ひび割れ部改修工法</p> <p>② 欠損部改修工法</p>	<p>① 解体範囲</p> <p>② 杭の撤去</p> <p>③ 樹木等の処理</p> <p>④ 地下埋設物・埋設配管</p> <p>⑤ 解体後の整地</p> <p>⑥ 騒音測定等</p> <p>⑦ その他</p>	<p>※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎杭コンクリートまでとする。)</p> <p>・その他()</p> <p>撤去範囲 ※図示 撤去方法 ・引き抜き工法 ・破砕 杭の撤去後は、地盤の安定性の維持及び安全確保のため山砂等により充填すること。</p> <p>撤去範囲 ※図示 処理方法 ・伐採抜根 ・移植(移植場所:)</p> <p>撤去範囲 ※図示 ・敷地境界まで</p> <p>※解体撤去後は、次により整地すること。 埋戻し土(・A種 ・B種 ・C種)</p> <p>解体作業中はデジタル式の(騒音計 ・振動計)を設置し、これらを記録すること。また記録した報告書として提出する。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告する。 測定点 ※敷地境界()か所: 詳細な位置は監督職員と協議による ・図示 ・その他()</p> <p>○電灯等は、別途設備工事で撤去する。 ・工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。</p>																																																																																						
種類(記号)	主成分による区分	施工箇所																																																																																																																						
・SR-1	シリコーン系																																																																																																																							
・SR-2	変成シリコーン系																																																																																																																							
・MS-2	ポリサルファイド系																																																																																																																							
・PS-2	ポリウレタン系																																																																																																																							
・PU-2																																																																																																																								
箇所	打継ぎ/ひび割れ誘発目地	ガラス回りの目地	左記以外の目地																																																																																																																					
幅(mm)	※20以上	※幅及び深さ5以上[5.13]	※10以上																																																																																																																					
深さ(mm)	※10以上	.3]による場合を除く)	※10以上																																																																																																																					
9 とい	<p>材料 [3.8.2][表3.8.1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)</td> <td></td> <td>※たてどい</td> </tr> <tr> <td>・硬質ポリ塩化ビニル管カラー(特-VP)</td> <td></td> <td>※たてどい</td> </tr> <tr> <td>・硬質塩化ビニル雨どい</td> <td></td> <td>※軒どい ・たてどい</td> </tr> </tbody> </table> <p>とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔 [3.8.2]</p> <p>材種: ※ステンレス製 ・溶融亜鉛めっき その他: ※表3.8.2による</p> <p>防露材のホルムアルデヒド放出量 ※F☆☆☆☆ [3.8.2]</p> <p>既存のといその他の撤去 ※図示 [3.8.3]</p> <p>降雨等に対する養生方法 ※監督職員と協議による ・図示</p> <p>銅管製といの防錆巻き ・表3.8.4による</p> <p>たてどい受金物の取付け ・図示</p> <p>ルーフトレンの取付け ・水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する。</p>	材種	寸法	施工箇所	・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)		※たてどい	・硬質ポリ塩化ビニル管カラー(特-VP)		※たてどい	・硬質塩化ビニル雨どい		※軒どい ・たてどい	<p>① ひび割れ部改修工法</p> <p>② 欠損部改修工法</p>	<p>① 解体範囲</p> <p>② 杭の撤去</p> <p>③ 樹木等の処理</p> <p>④ 地下埋設物・埋設配管</p> <p>⑤ 解体後の整地</p> <p>⑥ 騒音測定等</p> <p>⑦ その他</p>	<p>※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎杭コンクリートまでとする。)</p> <p>・その他()</p> <p>撤去範囲 ※図示 撤去方法 ・引き抜き工法 ・破砕 杭の撤去後は、地盤の安定性の維持及び安全確保のため山砂等により充填すること。</p> <p>撤去範囲 ※図示 処理方法 ・伐採抜根 ・移植(移植場所:)</p> <p>撤去範囲 ※図示 ・敷地境界まで</p> <p>※解体撤去後は、次により整地すること。 埋戻し土(・A種 ・B種 ・C種)</p> <p>解体作業中はデジタル式の(騒音計 ・振動計)を設置し、これらを記録すること。また記録した報告書として提出する。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告する。 測定点 ※敷地境界()か所: 詳細な位置は監督職員と協議による ・図示 ・その他()</p> <p>○電灯等は、別途設備工事で撤去する。 ・工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。</p>																																																																																																								
材種	寸法	施工箇所																																																																																																																						
・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)		※たてどい																																																																																																																						
・硬質ポリ塩化ビニル管カラー(特-VP)		※たてどい																																																																																																																						
・硬質塩化ビニル雨どい		※軒どい ・たてどい																																																																																																																						
10 アルミニウム製笠木	<p>種類 [3.9.2][表3.9.1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープン形式(・押出250形 ・押出300形 ・押出350形) ・板材折曲げ形(・オープン形式 ・シール形式) <p>本体幅()mm 板厚(※2.0)mm</p> <p>表面処理 種別 表5.2.2による()種 色合い等 ※標準色</p> <p>既存の笠木等の撤去 ・行う(範囲 ※図示) ・行わない ・一時取外し再取付け[3.9.3]</p> <p>新規アルミニウム製笠木の地下の補修工法 ※図示</p> <p>板材折曲げ形笠木の取付方法 ※図示</p> <p>笠木の固定金具の固定工法 建築基準法に基づく風圧力の(※1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対応した工法</p>	<p>① ひび割れ部改修工法</p> <p>② 欠損部改修工法</p>	<p>① 解体範囲</p> <p>② 杭の撤去</p> <p>③ 樹木等の処理</p> <p>④ 地下埋設物・埋設配管</p> <p>⑤ 解体後の整地</p> <p>⑥ 騒音測定等</p> <p>⑦ その他</p>	<p>※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎杭コンクリートまでとする。)</p> <p>・その他()</p> <p>撤去範囲 ※図示 撤去方法 ・引き抜き工法 ・破砕 杭の撤去後は、地盤の安定性の維持及び安全確保のため山砂等により充填すること。</p> <p>撤去範囲 ※図示 処理方法 ・伐採抜根 ・移植(移植場所:)</p> <p>撤去範囲 ※図示 ・敷地境界まで</p> <p>※解体撤去後は、次により整地すること。 埋戻し土(・A種 ・B種 ・C種)</p> <p>解体作業中はデジタル式の(騒音計 ・振動計)を設置し、これらを記録すること。また記録した報告書として提出する。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告する。 測定点 ※敷地境界()か所: 詳細な位置は監督職員と協議による ・図示 ・その他()</p> <p>○電灯等は、別途設備工事で撤去する。 ・工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。</p>																																																																																																																				
⑪ 保証書(シーリング除く)	<p>受注者、施工者、材料製造所連名による 10年保証(完成届提出日より15日後から)</p>	<p>① ひび割れ部改修工法</p> <p>② 欠損部改修工法</p>	<p>① 解体範囲</p> <p>② 杭の撤去</p> <p>③ 樹木等の処理</p> <p>④ 地下埋設物・埋設配管</p> <p>⑤ 解体後の整地</p> <p>⑥ 騒音測定等</p> <p>⑦ その他</p>	<p>※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎杭コンクリートまでとする。)</p> <p>・その他()</p> <p>撤去範囲 ※図示 撤去方法 ・引き抜き工法 ・破砕 杭の撤去後は、地盤の安定性の維持及び安全確保のため山砂等により充填すること。</p> <p>撤去範囲 ※図示 処理方法 ・伐採抜根 ・移植(移植場所:)</p> <p>撤去範囲 ※図示 ・敷地境界まで</p> <p>※解体撤去後は、次により整地すること。 埋戻し土(・A種 ・B種 ・C種)</p> <p>解体作業中はデジタル式の(騒音計 ・振動計)を設置し、これらを記録すること。また記録した報告書として提出する。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告する。 測定点 ※敷地境界()か所: 詳細な位置は監督職員と協議による ・図示 ・その他()</p> <p>○電灯等は、別途設備工事で撤去する。 ・工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。</p>																																																																																																																				
12 高日射反射率塗料	<p>JIS K 5675(屋根用高日射反射率塗料)に適合するもの、または、グリーン購入法の高日射反射率防水に適合する保護塗料とする。</p>	<p>① ひび割れ部改修工法</p> <p>② 欠損部改修工法</p>	<p>① 解体範囲</p> <p>② 杭の撤去</p> <p>③ 樹木等の処理</p> <p>④ 地下埋設物・埋設配管</p> <p>⑤ 解体後の整地</p> <p>⑥ 騒音測定等</p> <p>⑦ その他</p>	<p>※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎杭コンクリートまでとする。)</p> <p>・その他()</p> <p>撤去範囲 ※図示 撤去方法 ・引き抜き工法 ・破砕 杭の撤去後は、地盤の安定性の維持及び安全確保のため山砂等により充填すること。</p> <p>撤去範囲 ※図示 処理方法 ・伐採抜根 ・移植(移植場所:)</p> <p>撤去範囲 ※図示 ・敷地境界まで</p> <p>※解体撤去後は、次により整地すること。 埋戻し土(・A種 ・B種 ・C種)</p> <p>解体作業中はデジタル式の(騒音計 ・振動計)を設置し、これらを記録すること。また記録した報告書として提出する。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告する。 測定点 ※敷地境界()か所: 詳細な位置は監督職員と協議による ・図示 ・その他()</p> <p>○電灯等は、別途設備工事で撤去する。 ・工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。</p>																																																																																																																				
外壁改修工事(共通事項)	<p>可とう性エポキシ樹脂 [4.2.4]</p> <p>JIS A 6024による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>比重</th> <th>押出し性(秒)</th> <th>スランプ(Mm)</th> <th>質量変化率(%)</th> <th>引張り強さ(MPa)</th> <th>破断時伸び(%)</th> <th>引張り接着性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表示値 ±0.10</td> <td>60以下</td> <td>3.0以下</td> <td>5.0以下</td> <td>標準 1.0以上 低温 1.0以上 加熱劣化1.0以上</td> <td>標準 30.0以上 低温 30.0以上 加熱劣化30.0以上</td> <td>最大引張強さ 1.0MPa以上 破断時の伸び 10.0%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2) 対象とする被着体を侵さず、かつ周囲を汚損しないこと。 3) 常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目に適合していること。</p> <p>パテ状エポキシ樹脂 [4.2.4]</p> <p>JIS A 6024による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>初期硬化性(MPa)</th> <th>接着強さ(MPa)</th> <th>圧縮強さ(MPa)</th> <th>曲げ強さ(MPa)</th> <th>硬化収縮率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準2.0以上</td> <td>標準6.0以上</td> <td>50.0以上</td> <td>30.0以上</td> <td>3.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2) 対象とする被着体を侵さず、かつ周囲を汚損しないこと。 3) 常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目に適合していること。 4) 試験方法は、JIS A 6024(建築補修用注入エポキシ樹脂)に準じる。</p>	比重	押出し性(秒)	スランプ(Mm)	質量変化率(%)	引張り強さ(MPa)	破断時伸び(%)	引張り接着性	表示値 ±0.10	60以下	3.0以下	5.0以下	標準 1.0以上 低温 1.0以上 加熱劣化1.0以上	標準 30.0以上 低温 30.0以上 加熱劣化30.0以上	最大引張強さ 1.0MPa以上 破断時の伸び 10.0%以上	初期硬化性(MPa)	接着強さ(MPa)	圧縮強さ(MPa)	曲げ強さ(MPa)	硬化収縮率(%)	標準2.0以上	標準6.0以上	50.0以上	30.0以上	3.0以下	<p>① ひび割れ部改修工法</p> <p>② 欠損部改修工法</p>	<p>① 解体範囲</p> <p>② 杭の撤去</p> <p>③ 樹木等の処理</p> <p>④ 地下埋設物・埋設配管</p> <p>⑤ 解体後の整地</p> <p>⑥ 騒音測定等</p> <p>⑦ その他</p>	<p>※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎杭コンクリートまでとする。)</p> <p>・その他()</p> <p>撤去範囲 ※図示 撤去方法 ・引き抜き工法 ・破砕 杭の撤去後は、地盤の安定性の維持及び安全確保のため山砂等により充填すること。</p> <p>撤去範囲 ※図示 処理方法 ・伐採抜根 ・移植(移植場所:)</p> <p>撤去範囲 ※図示 ・敷地境界まで</p> <p>※解体撤去後は、次により整地すること。 埋戻し土(・A種 ・B種 ・C種)</p> <p>解体作業中はデジタル式の(騒音計 ・振動計)を設置し、これらを記録すること。また記録した報告書として提出する。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告する。 測定点 ※敷地境界()か所: 詳細な位置は監督職員と協議による ・図示 ・その他()</p> <p>○電灯等は、別途設備工事で撤去する。 ・工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。</p>																																																																																												
比重	押出し性(秒)	スランプ(Mm)	質量変化率(%)	引張り強さ(MPa)	破断時伸び(%)	引張り接着性																																																																																																																		
表示値 ±0.10	60以下	3.0以下	5.0以下	標準 1.0以上 低温 1.0以上 加熱劣化1.0以上	標準 30.0以上 低温 30.0以上 加熱劣化30.0以上	最大引張強さ 1.0MPa以上 破断時の伸び 10.0%以上																																																																																																																		
初期硬化性(MPa)	接着強さ(MPa)	圧縮強さ(MPa)	曲げ強さ(MPa)	硬化収縮率(%)																																																																																																																				
標準2.0以上	標準6.0以上	50.0以上	30.0以上	3.0以下																																																																																																																				
⑫ 保証書(シーリング除く)	<p>受注者、施工者、材料製造所連名による 10年保証(完成届提出日より15日後から)</p>	<p>① ひび割れ部改修工法</p> <p>② 欠損部改修工法</p>	<p>① 解体範囲</p> <p>② 杭の撤去</p> <p>③ 樹木等の処理</p> <p>④ 地下埋設物・埋設配管</p> <p>⑤ 解体後の整地</p> <p>⑥ 騒音測定等</p> <p>⑦ その他</p>	<p>※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎杭コンクリートまでとする。)</p> <p>・その他()</p> <p>撤去範囲 ※図示 撤去方法 ・引き抜き工法 ・破砕 杭の撤去後は、地盤の安定性の維持及び安全確保のため山砂等により充填すること。</p> <p>撤去範囲 ※図示 処理方法 ・伐採抜根 ・移植(移植場所:)</p> <p>撤去範囲 ※図示 ・敷地境界まで</p> <p>※解体撤去後は、次により整地すること。 埋戻し土(・A種 ・B種 ・C種)</p> <p>解体作業中はデジタル式の(騒音計 ・振動計)を設置し、これらを記録すること。また記録した報告書として提出する。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告する。 測定点 ※敷地境界()か所: 詳細な位置は監督職員と協議による ・図示 ・その他()</p> <p>○電灯等は、別途設備工事で撤去する。 ・工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。</p>																																																																																																																				
12 高日射反射率塗料	<p>JIS K 5675(屋根用高日射反射率塗料)に適合するもの、または、グリーン購入法の高日射反射率防水に適合する保護塗料とする。</p>	<p>① ひび割れ部改修工法</p> <p>② 欠損部改修工法</p>	<p>① 解体範囲</p> <p>② 杭の撤去</p> <p>③ 樹木等の処理</p> <p>④ 地下埋設物・埋設配管</p> <p>⑤ 解体後の整地</p> <p>⑥ 騒音測定等</p> <p>⑦ その他</p>	<p>※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎杭コンクリートまでとする。)</p> <p>・その他()</p> <p>撤去範囲 ※図示 撤去方法 ・引き抜き工法 ・破砕 杭の撤去後は、地盤の安定性の維持及び安全確保のため山砂等により充填すること。</p> <p>撤去範囲 ※図示 処理方法 ・伐採抜根 ・移植(移植場所:)</p> <p>撤去範囲 ※図示 ・敷地境界まで</p> <p>※解体撤去後は、次により整地すること。 埋戻し土(・A種 ・B種 ・C種)</p> <p>解体作業中はデジタル式の(騒音計 ・振動計)を設置し、これらを記録すること。また記録した報告書として提出する。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告する。 測定点 ※敷地境界()か所: 詳細な位置は監督職員と協議による ・図示 ・その他()</p> <p>○電灯等は、別途設備工事で撤去する。 ・工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。</p>																																																																																																																				

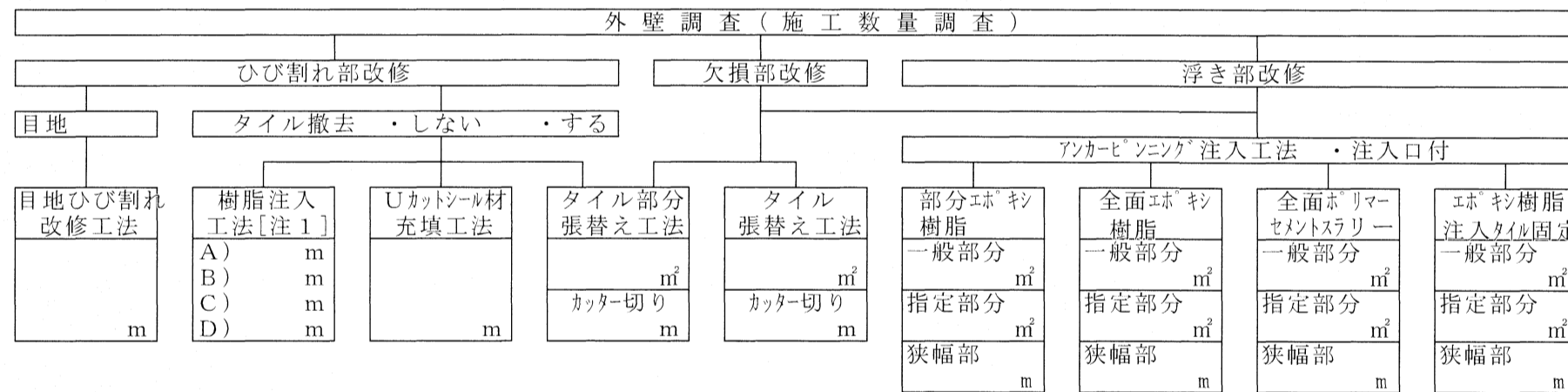
○コンクリート打放し仕上げ外壁の場合



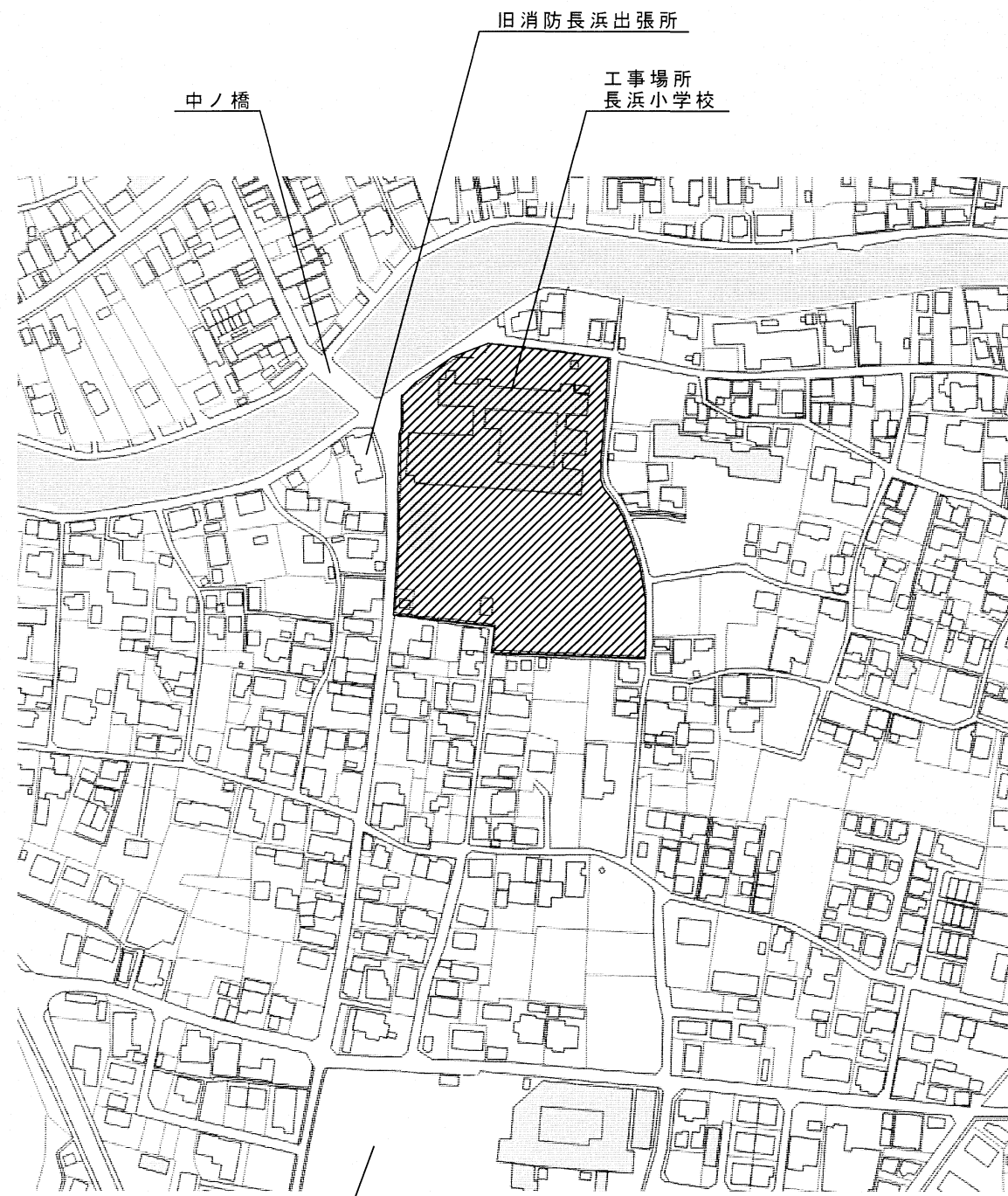
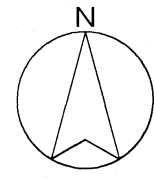
・モルタル塗り仕上げ外壁の場合



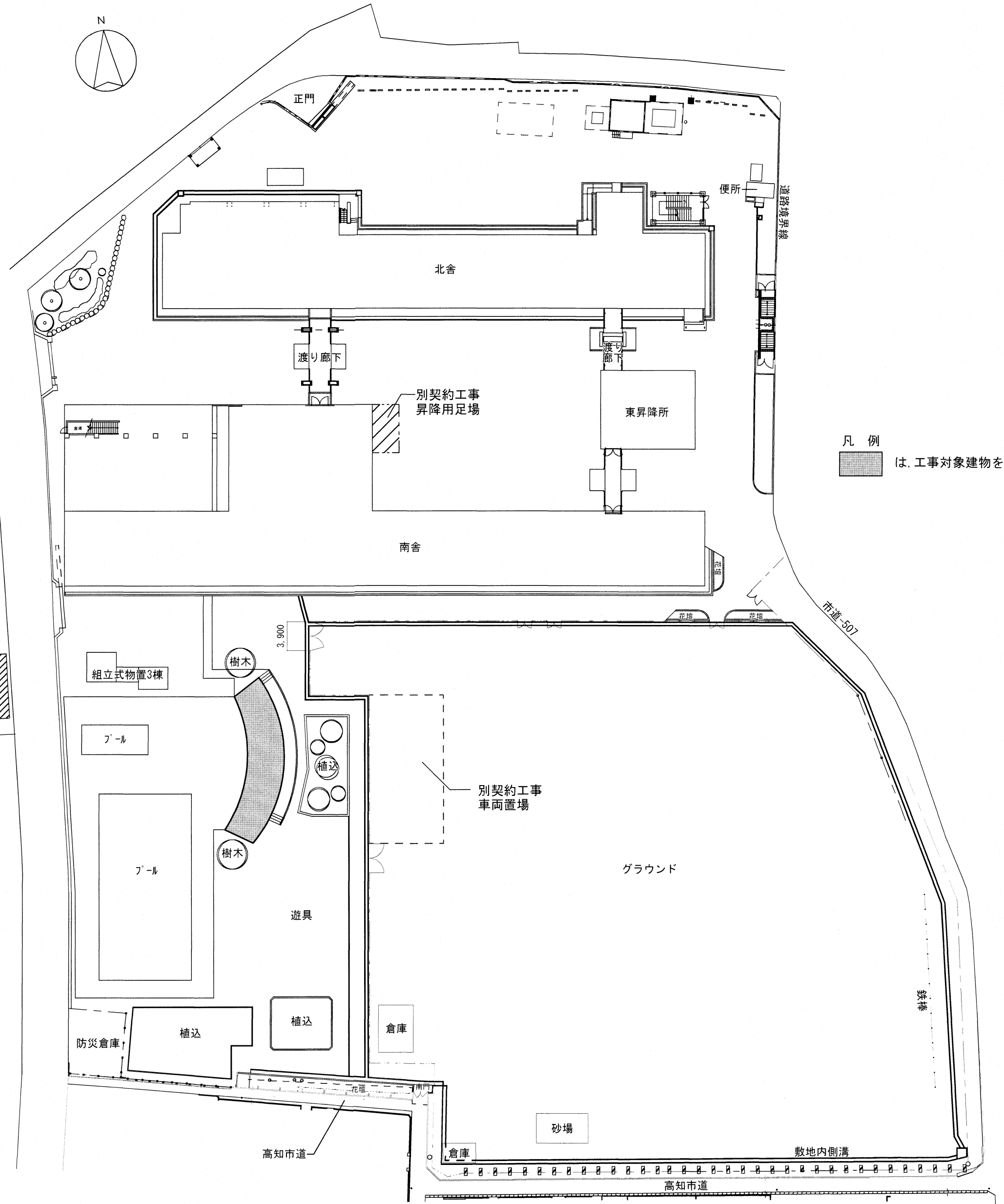
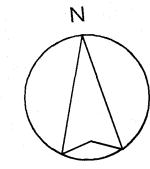
・タイル張り仕上げ外壁の場合



(注1) ひび割れ幅(mm)が、A)0.2以上1.0以下、B)0.2以上0.3未満、C)0.3以上0.5未満、D)0.5以上1.0以下を示す
 A)は自動式低圧エキボン樹脂注入工法を示し、
 B)・C)・D)は手動式エキボン樹脂注入工法、機械式エキボン樹脂注入工法を示す。



付近見取図



凡例
 は、工事対象建物を示す

工事車両置場として利用できる

旧消防長浜出張所

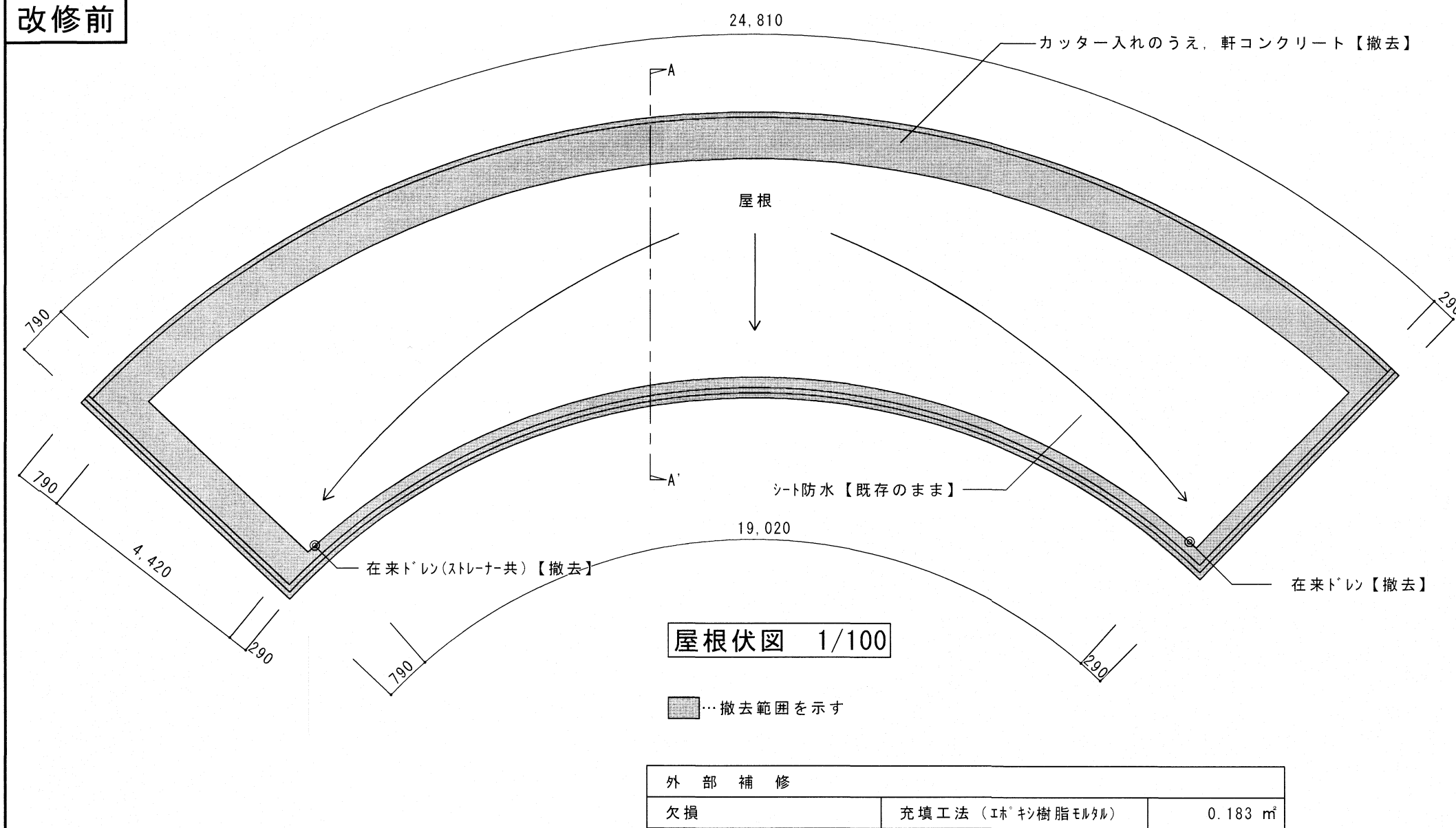
工事車両置場として利用できる
 毎月第2水曜13:30~15:30使用不可

配置図 1/500

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	長浜小学校プール附属室屋根改修工事				係長	課長補佐	課長	図面番号
図面名	付近見取図・配置図	縮尺	1/500	作図	年	月	日	A-05

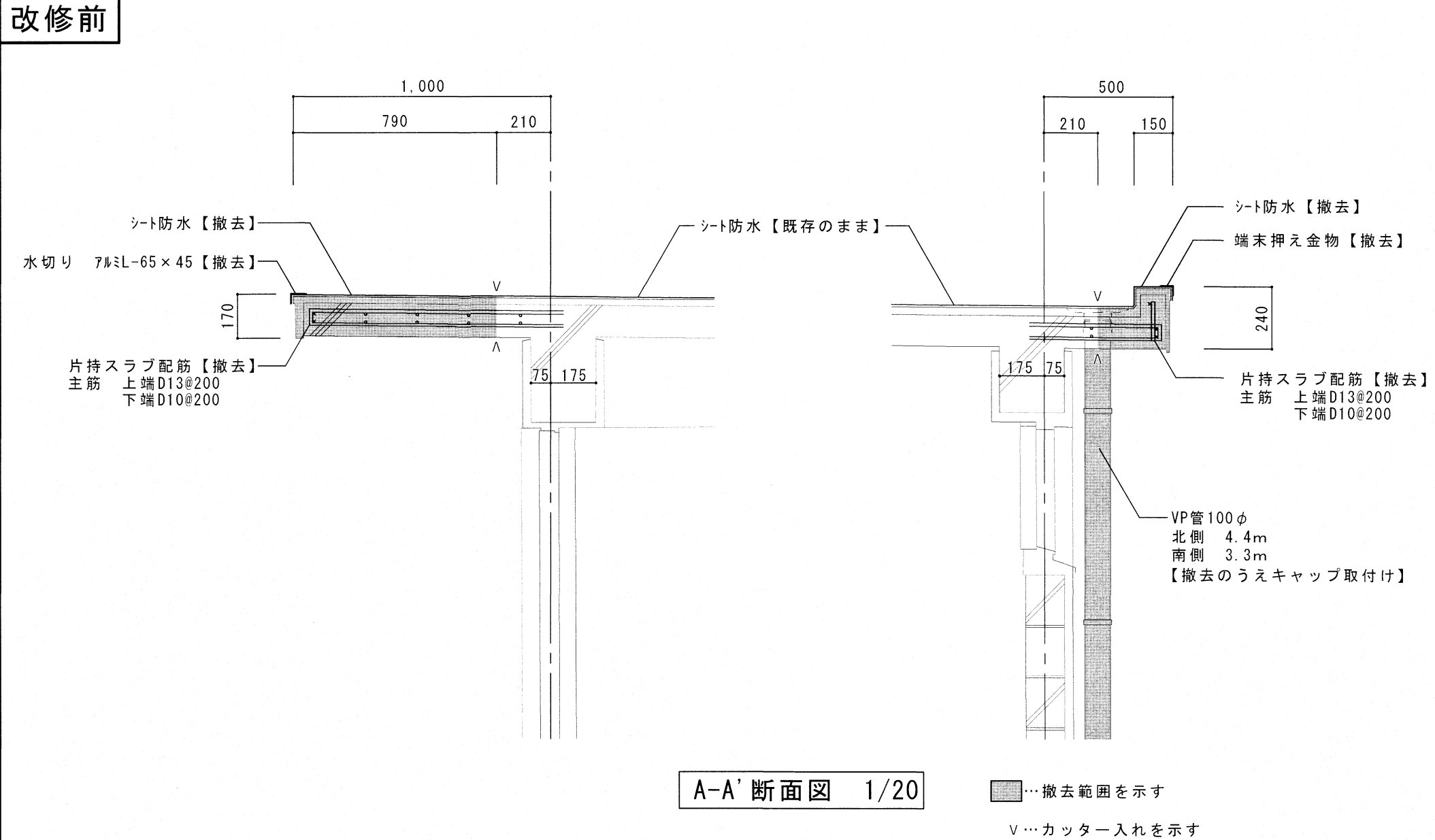
改修前



屋根伏図 1/100

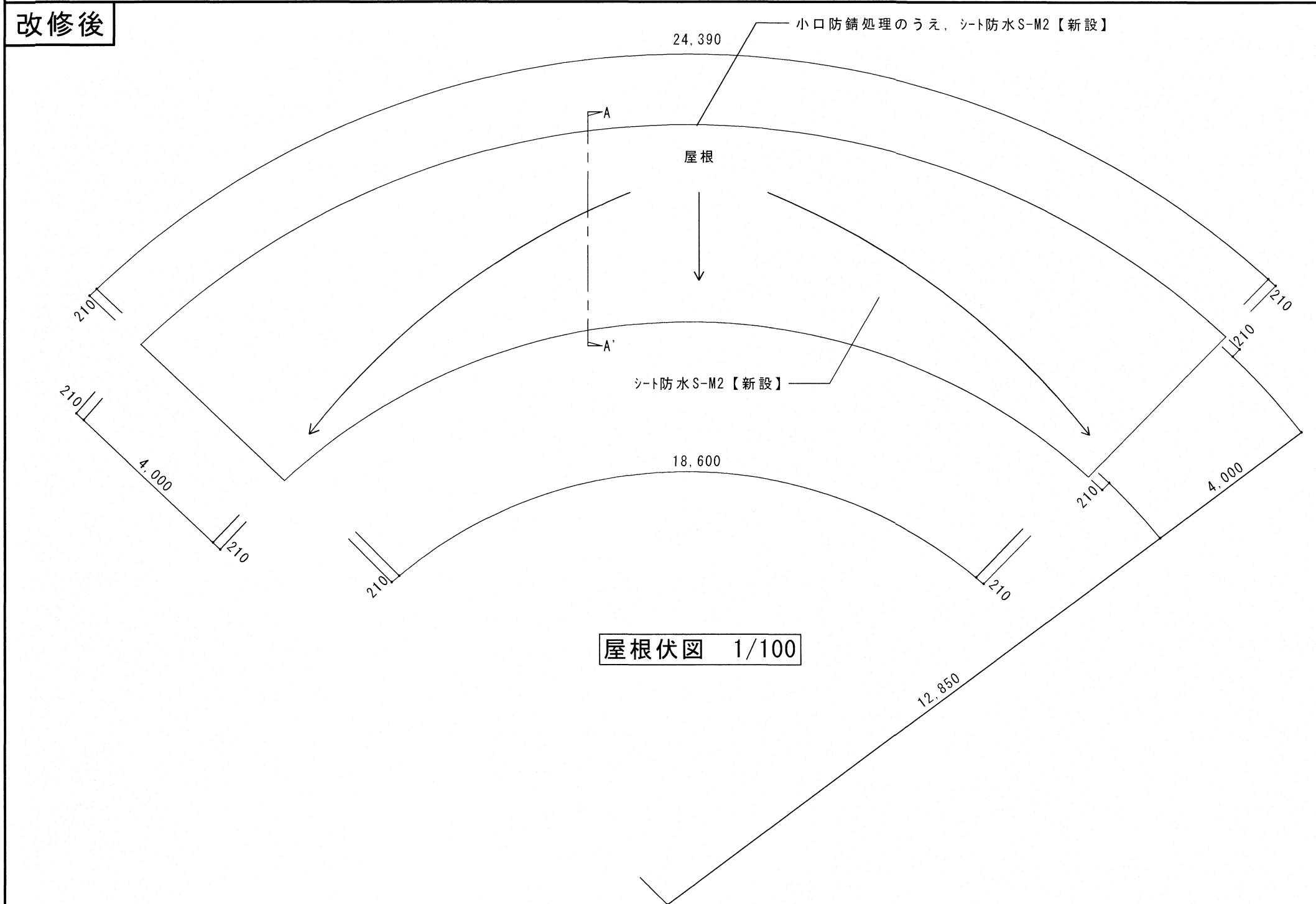
外部補修	欠損	充填工法 (エポキシ樹脂モルタル)	0.183 m ²
------	----	-------------------	----------------------

改修前



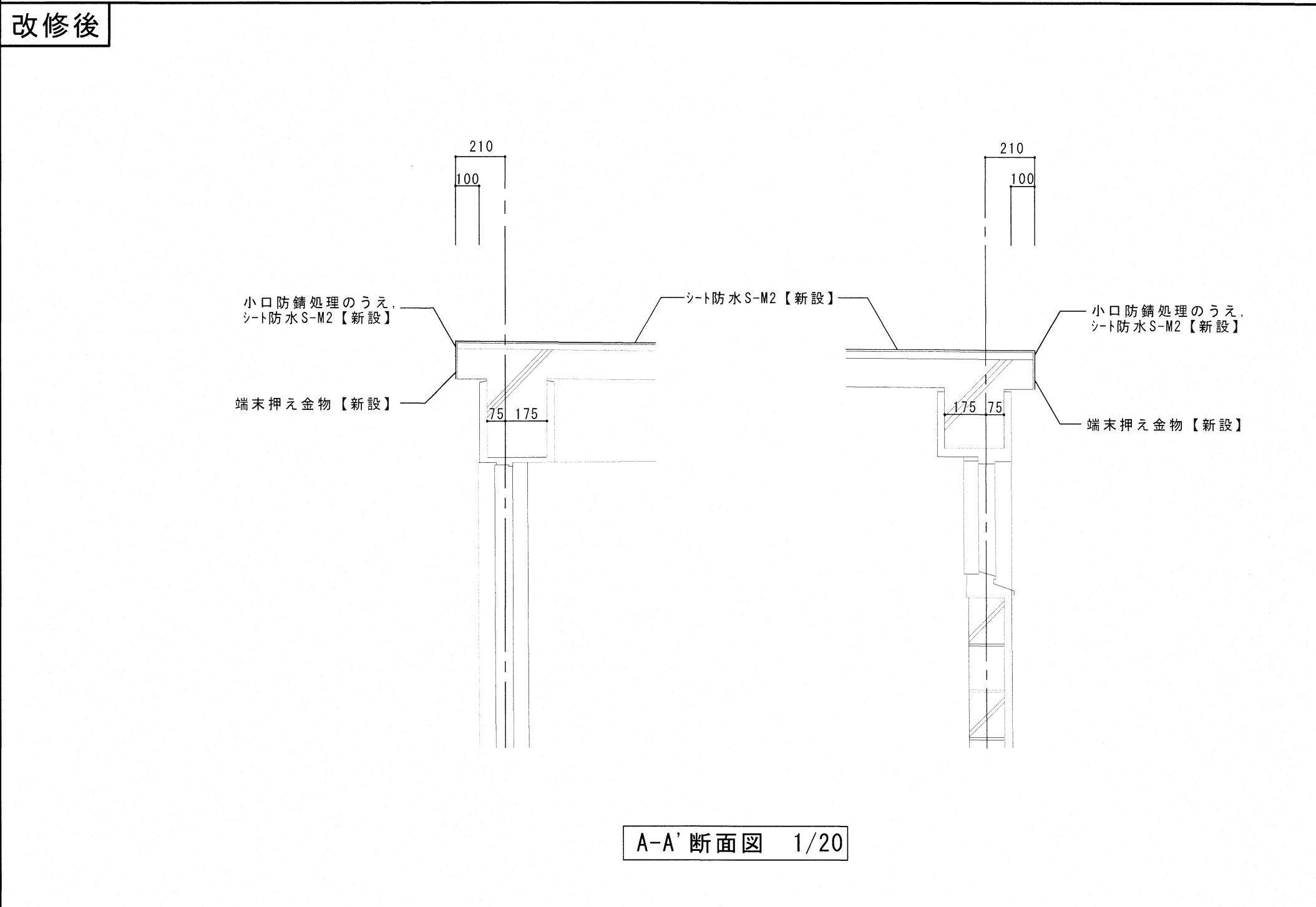
A-A'断面図 1/20

改修後



屋根伏図 1/100

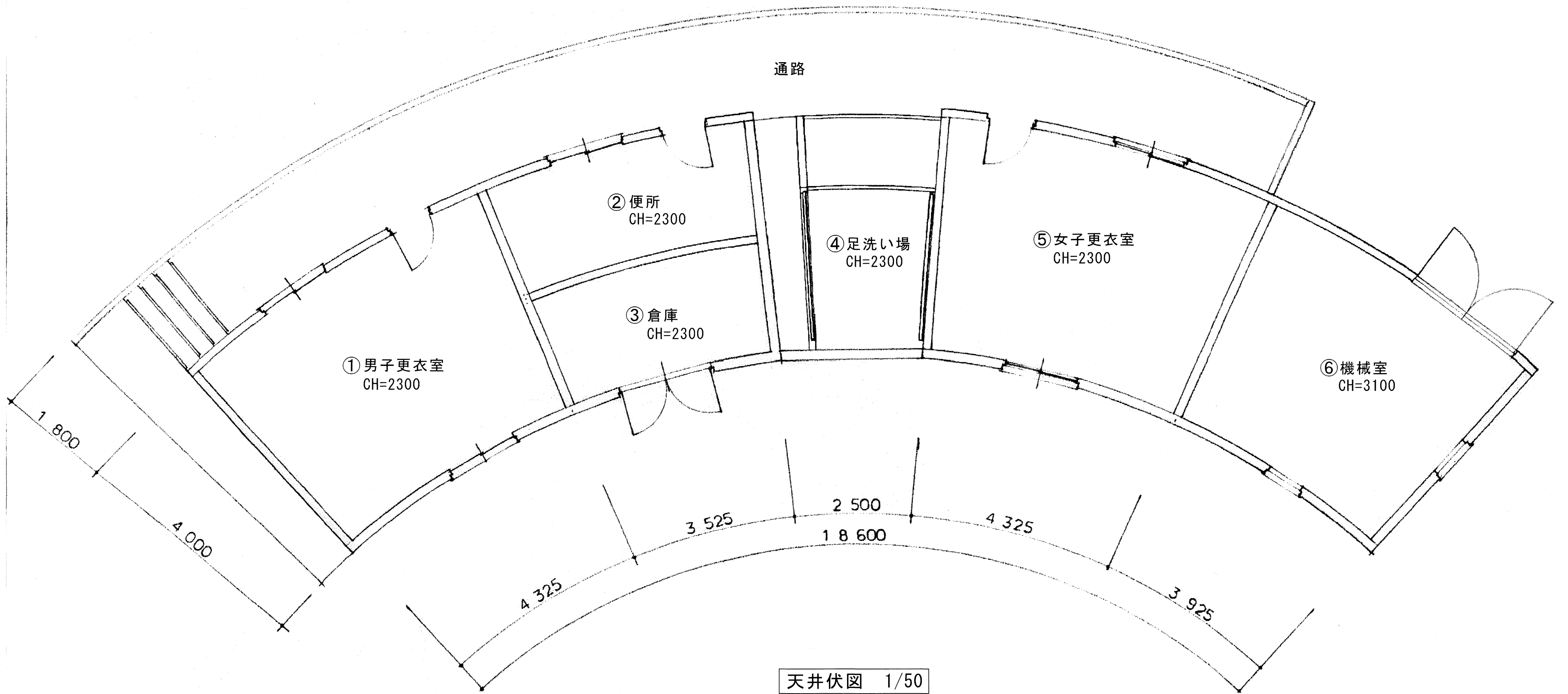
改修後



A-A'断面図 1/20

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
長浜小学校プール附属室屋根改修工事	影山	津田	松本	酒井	A-06
図面名	屋根伏図、断面図	縮尺	1/100、1/20	作図	年 月 日



天井伏図 1/50

一天井仕上ー

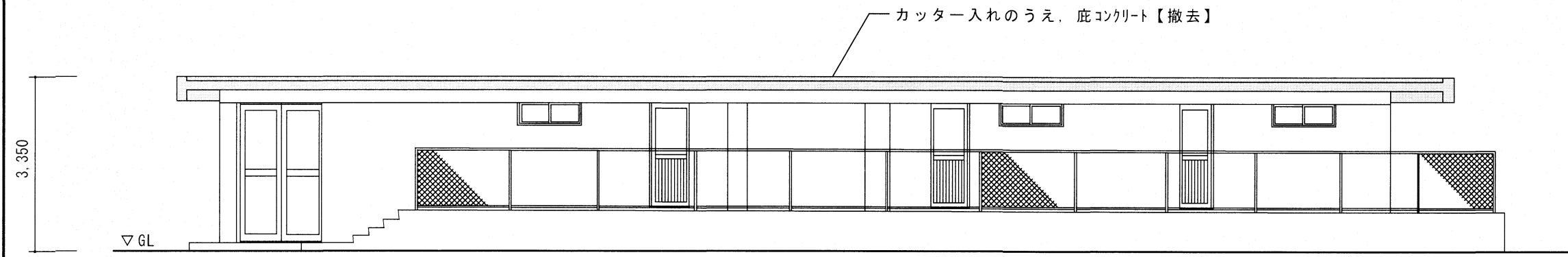
- ①リシン吹付
- ②リシン吹付
- ③コンクリート打放し仕上げ
- ④リシン吹付
- ⑤リシン吹付
- ⑥コンクリート打放し仕上げ

内部補修		
ひび割れ (0.2以上1.0mm未満)	自動式低圧珪砂樹脂注入工法	2.20 m
欠損	充填工法 (珪砂樹脂珪砂)	2.72 m ²

高知市 都市建設部 公共建築課

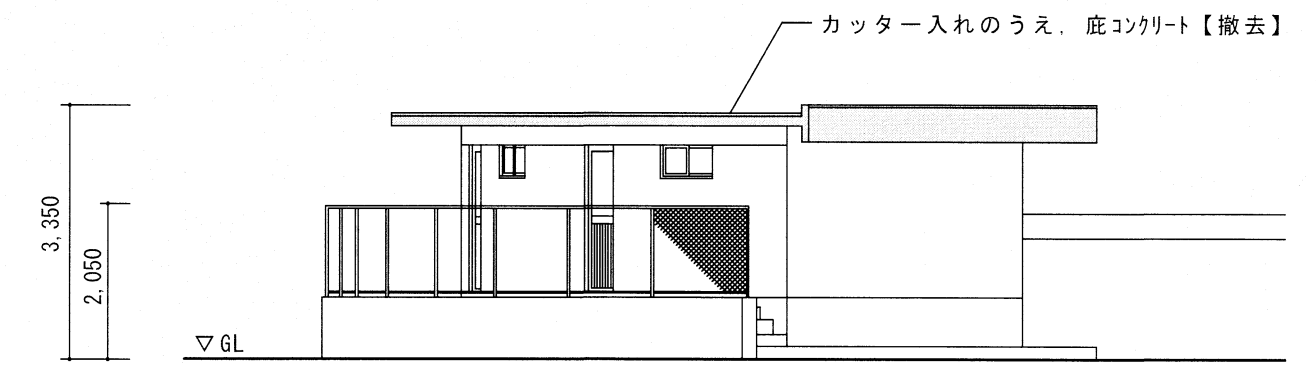
工事名	長浜小学校プール附属室屋根改修工事	係長	課長補佐	課長	図面番号
図面名	天井伏図	縮尺	1/50	作図年	月
					A-07

改修前



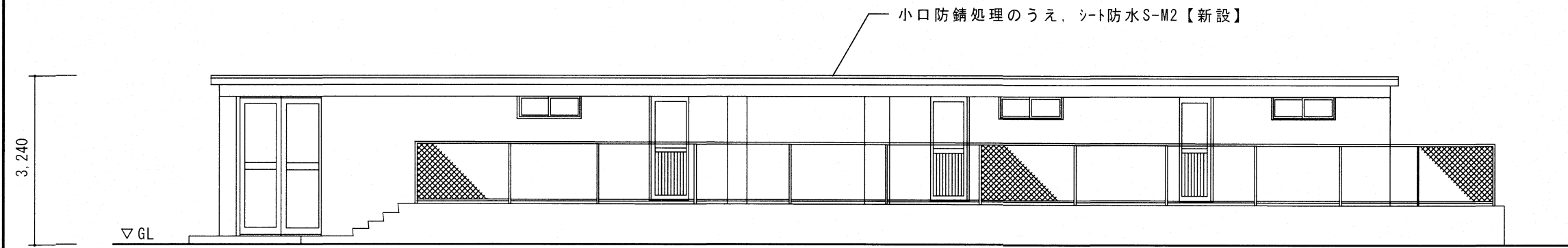
東面 立面図 1/100

改修前



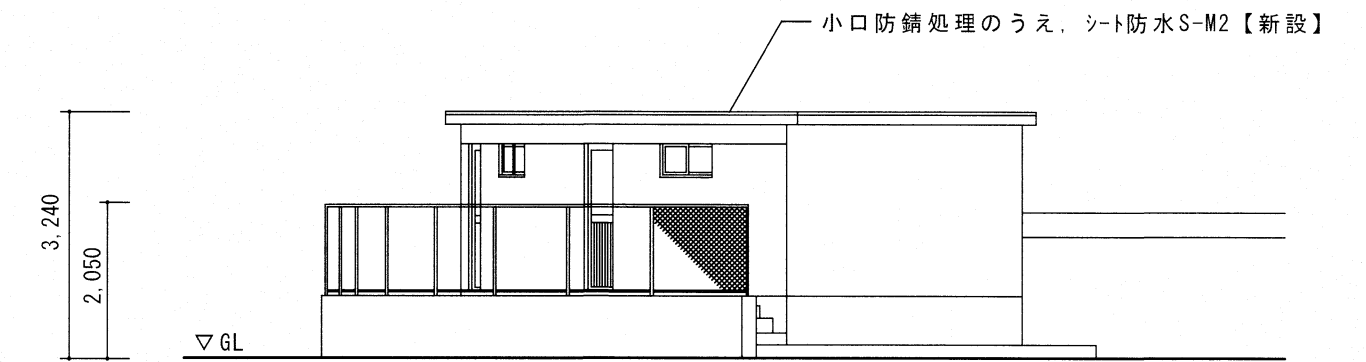
北面 立面図 1/100

改修後



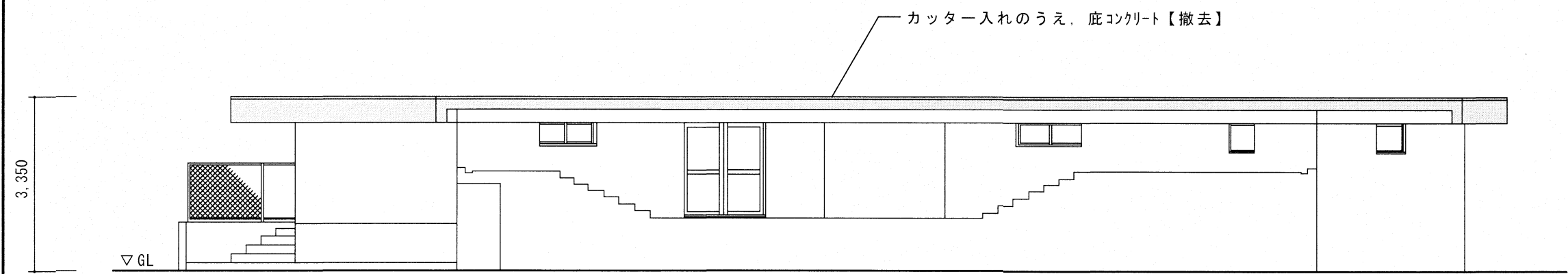
東面 立面図 1/100

改修後



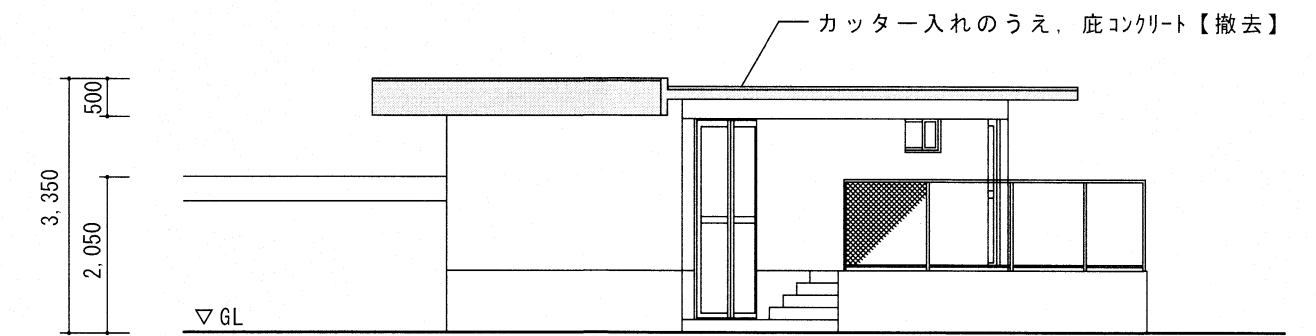
北面 立面図 1/100

改修前



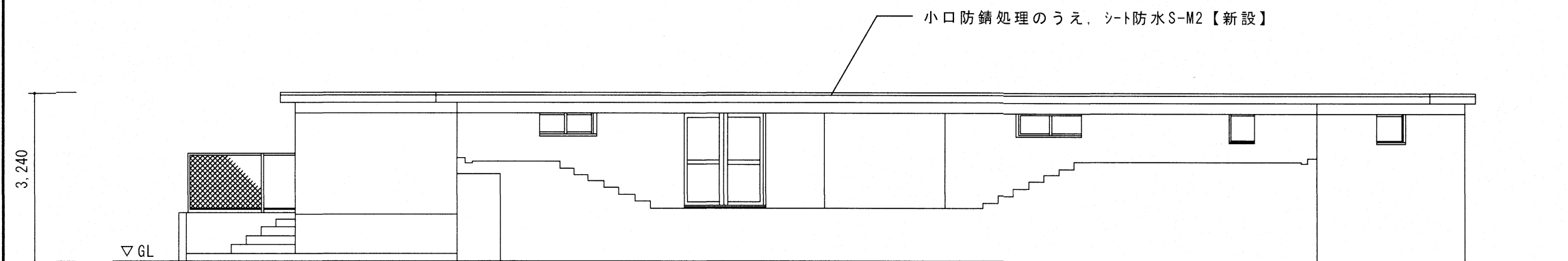
西面 立面図 1/100

改修前



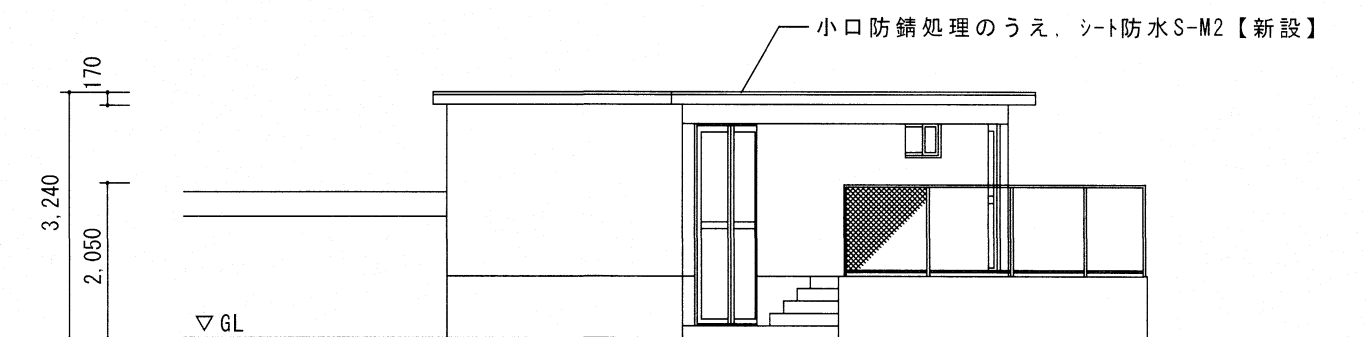
南面 立面図 1/100

改修後



西面 立面図 1/100

改修後



南面 立面図 1/100

□…撤去範囲を示す

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名

長浜小学校プール附属室屋根改修工事

係長 課長補佐 課長 図面番号






 A-08

図面名

立面図

縮尺

1/100

作図

年

月

日